南知多町
子ども・子育て支援事業計画

平成27年３月

愛知県南知多町

ご あ い さ つ

「太陽と海と緑豊かな南知多町」で生まれ育つすべての子供たちには、太陽・海・緑で表わされる豊かな「自然の恵み」が、分け隔てなく降り注がれます。

一方「社会の恵み」は、両親、家庭、地域、保育所、学校、事業所等、子供や保護者に分け隔てなく降り注がれているのでしょうか。

現在、家族は核家族化し地域のつながりは希薄になっていませんでしょうか。保護者の働く環境も様々で、親と子の触れ合う時間も家庭で大きく異なっていませんでしょうか。子どもや保護者の置かれている環境は、大きく変化し多様化しているのであります。

この様な中、夢や希望を持ちながら子育てのできる環境を整備することは、父母その他の保護者が子育てにつき第一義的責任を有するとしても、なお地域全体で取り組まなければならない重要な課題なのであります。

国においては平成24年８月に子ども・子育て関連３法を成立させ、市町村に新たな子ども・子育て支援事業計画の策定を義務づけしました。

この度、南知多町においても、子育て支援施策の具体的かつ総合的な計画として「南知多町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画が子ども・子育て支援法の目的を達成するためには、必要な支援を、常に南知多町らしさを忘れず、皆様の声を聞き、工夫をし、協力した結果の価値ある事業としてお届けできることが最も大切であると考えています。

結びにあたり、この計画の策定に御尽力いただきました、「南知多町子ども・子育て会議」の委員の皆様はじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」「パブリックコメント」等、多くの御協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

平成27年３月

南知多町長　石 黒　和 彦

目　次

序章　はじめに

1　国の少子化対策の経緯……3
2　新たな子育て支援制度の検討の背景……6
3　新制度の事業体系……8

第１章　計画策定にあたって

1　計画策定の背景……15
2　計画の位置づけ……15
3　上位計画と関連法案との関係……16
4　計画期間……16
5　計画の策定体制……17

第２章　子ども・子育て支援の現状

1　本町における人口と子ども人口の状況……21
2　子育て家庭の状況……24
3　就労状況……27
4　子育て支援事業の提供体制と利用状況……31
5　地域の子育て支援事業について……34
6　育児休業制度の利用状況……42
7　本町の子ども・子育て支援の現状のまとめ……43
8　施策の進捗評価……47

第３章　計画の基本的な考え方

1　計画の基本理念……53
2　基本目標……54
3　計画の性格……55
4　計画の構成……56

第４章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

１　教育・保育の提供区域 59
２　教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計 60
３　教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期 62
４　地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期 65
５　幼児期の教育・保育の一体的提供及び体制の確保 77
６　産後の休業・育児休業後の施設等の円滑な利用の確保 78

第５章　その他関連施策の展開

１　子育て支援サービスの充実 81
２　母と子の健康の保持・増進 83
３　労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 85
４　要保護児童等へのきめ細やかな対応 85

第６章　計画の推進体制

１　計画の推進 89
２　計画の進行管理 89
３　計画の点検・評価 89

資料編

１　子ども・子育て会議 93

序章

はじめに

序章　はじめに

1　国の少子化対策の経緯

平成２年の「1.57ショック」※1を契機に、政府は出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めました。

平成６年に「エンゼルプラン」を策定、平成11年に「新エンゼルプラン」を策定し、総合的な少子化対策を進めてきました。

平成14年、少子化対策プラスワンを取りまとめ、保育に関する施策などの従来の取り組みに加え、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」という４つの柱に沿って取り組むこととなりました。

平成15年、少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するために「少子化社会対策基本法」（議員立法）が制定※2されました。

平成16年、少子化社会対策基本法に基づき、「少子化社会対策大綱」が少子化社会対策会議を経て、閣議決定され、大綱の実施計画として、「子ども・子育て応援プラン」を策定し、国が地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要がある事項について、平成17年度から平成21年度までの５年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げました。しかし、平成17年の合計特殊出生率は1.26と過去最低を記録し、予想以上に少子化が進行したため、平成18年、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定されました。

平成19年、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下「重点戦略」という。）が取りまとめられました。重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組みを同時並行的に取り組んでいくことが不可欠であるとしました。

働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現については、平成19年、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が政労使の代表等から構成される仕事と生活の調和推進官民トップ会議において決定されました。

※1　1.57ショックとは、前年平成元年の合計特殊出生率が1.57と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった昭和41年の合計特殊出生率1.58を下回ったことが判明したときの衝撃を指している。

※2　具体的には、地方公共団体及び事業主は、国が策定する行動計画策定指針に基づき、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、実施しようとする対策の内容及びその実施時期等を定めた行動計画を策定することとされている。

また、平成20年、重点戦略を踏まえて政府は保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を発表しました。

その後、平成21年、内閣府に「子ども・子育てビジョン（仮称）検討ワーキングチーム」を立ち上げ、有識者、事業者、子育て支援に携わる地方自治体の担当者等からの意見聴取や国民からの意見募集などを行い、平成22年１月、少子化社会対策会議を経て、「子ども・子育てビジョン」（以下「ビジョン」という。）が閣議決定されました。

さらに、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てしやすい社会にしていくための「子ども・子育て関連３法」が平成24年８月10日に成立し、社会保障・税一体改革の一項目として、子ども・子育て支援新制度の準備が進められています。

なお、平成25年には都市部で増え続ける待機児童問題の解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成29年度までに待機児童の解消をめざすこととしています。

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）は、社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引き上げによる財源の一部を得て実施されるものであり、平成27年度から本格施行される予定です。

新制度では、子育てをめぐる課題の解決をめざし、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、それぞれの地域の特性やニーズに即して、より柔軟に制度運営・サービスの提供を行っていけるようになります。

一方、「保育の必要性の認定の制度」が導入され、支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制の確保を計画的に行うこととなります。

■国における少子化対策の経緯

国がこれまで実施してきた経緯は下図のとおりですが、効果はあったものの少子化傾向にまだ歯止めがかからないために、子ども・子育て新システム関連３法が誕生しました。

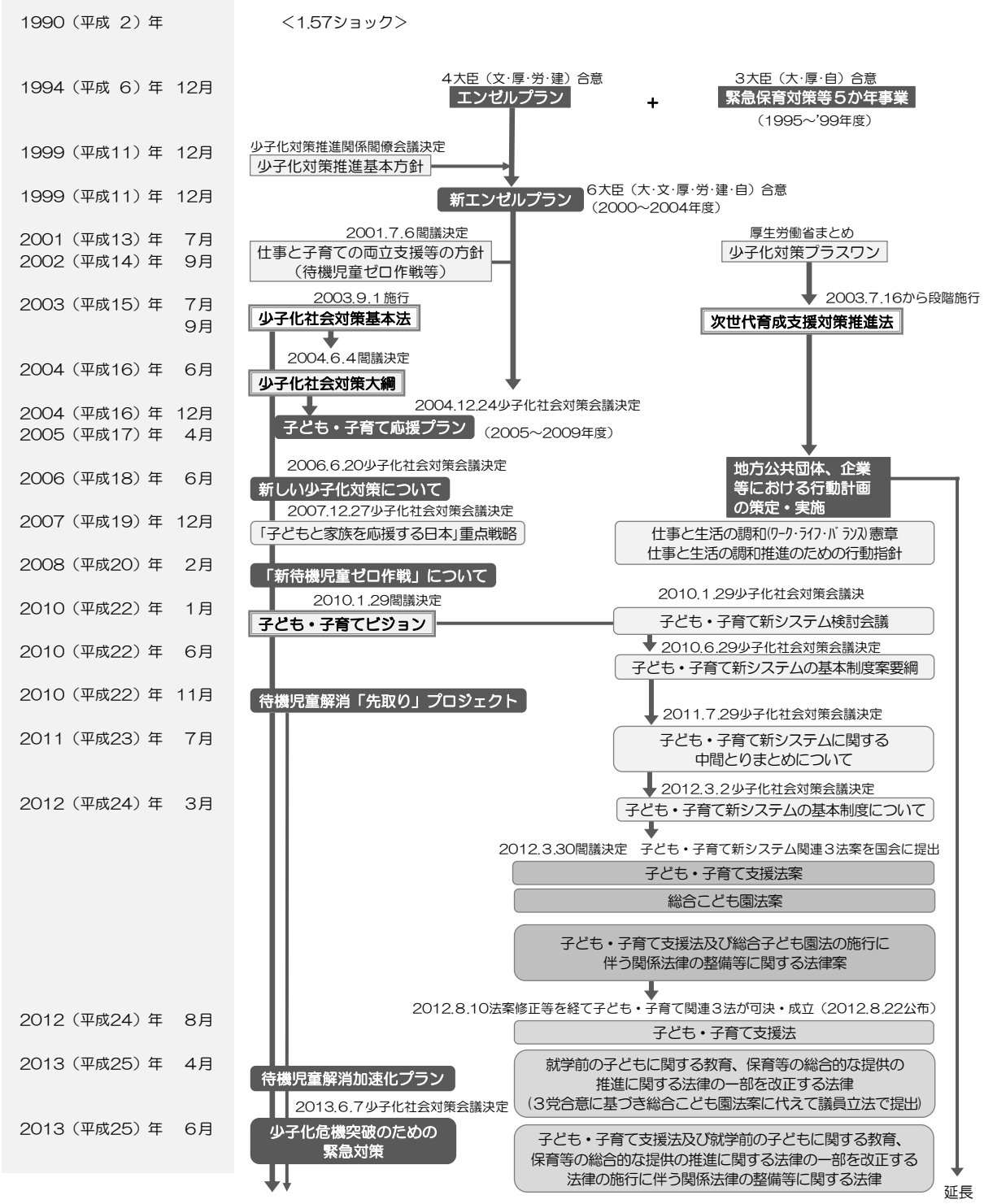

資料：内閣府発行「平成26年版少子化社会対策白書」より

２　新たな子育て支援制度の検討の背景

現在、我が国では出生率の低下に伴い少子化が進んでいます。子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

また、多くの待機児童が生じていることや、子育てと仕事を両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっており、そうした状況を前に、子どもを産み育てやすい環境づくりが必要となっています。もとより、幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要とされています。

（１）子ども・子育て関連３法

新制度の創設に関する次の３つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連３法」と呼ばれています。

１．子ども・子育て支援法※
２．就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（新認定こども園法）
３．子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（関連整備法）

※「子ども・子育て支援法」より抜粋

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（２）新制度の主なポイント

■ 給付制度の新設

新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を対象とする共通の給付である「施設型給付」を創設し、従来、異なる財源のもと個別に行われていた財政支援の仕組みを一本化することとされています。

また、新たな給付である「地域型保育給付」を創設し、「小規模保育」「家庭的保育」（保育ママ）」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の４つの保育事業について財政支援の対象とすることとされました。

こうした多様な保育を対象とする「地域型保育給付」を創設することにより、提供される保育の「量」を増やすことで、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応する仕組みとなっています。

■ 認定こども園制度の改善

今回の制度改正では、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけをもつ単一の認可施設とし、認可や指導監督等を一本化することなどにより、二重行政の課題などを解消し、その設置の促進を図ることとされています。

また、財政措置についても、「幼保連携型」以外の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」を含む４類型すべてが「施設型給付」の対象となります。

■ 地域の子ども・子育て支援の充実

保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、市町村は事業計画を策定し、その計画に基づき、保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブなど、市町村が行う事業を新制度では「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置づけ、財政支援を強化して、その拡充を図ることとされています。

（３）子ども・子育て会議の設置

新制度では、有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者などが子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、内閣府に「子ども・子育て会議」を平成 25 年４月に設置し、子ども・子育て支援の意義や事業計画の記載事項等について定める「基本指針」及び各種の基準等について、順次検討を行っています。

また、市町村、都道府県においても、新制度の実施に関し調査審議等を行うための審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとされています。

３　新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

（１）子どものための教育・保育給付

■ 施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」「幼稚園」「保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の２つの給付構成が基本となっています。

ａ．満３歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

ｂ．満３歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■ 地域型保育給付

新制度では定員が 19 人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の４種類から構成されます。

小規模保育

少人数（定員６人～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。

家庭的保育（保育ママ）

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員５人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。

居宅訪問型保育

障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で１対１で保育を行います。

事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

（２）地域子ども・子育て支援事業の種類

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。この事業は子ども・子育て支援法で 13 事業定められており、その 13 事業は交付金の対象となります。

【新制度における事業の体系】

子ども・子育て支援給付

■　施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

■　地域型保育給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

※施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

■　児童手当

地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援
② 地域子育て支援拠点事業
③ 一時預かり
④ 乳児家庭全戸訪問事業
⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
⑦ 子育て短期支援事業
⑧ 延長保育事業
⑨ 病児・病後保育事業
⑩ 放課後児童クラブ
⑪ 妊婦健診
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

（３）保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとなっています。

施設の利用については、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、入所希望者が定員を上回る場合は、調整指数を用いて町が利用の調整を行います。

■認定区分

認定は次の１～３号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
１号認定	満３歳以上の学校教育のみの就学前の子ども （保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
２号認定	満３歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 （保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園
３号認定	満３歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 （保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 地域型保育

■ 認定基準

保育の必要性の認定（２号、３号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の３点について基準を策定します。

事　　由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由
区　　分※	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用（11時間） ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用（８時間）
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

【保育の必要性の認定】

1．事由

① 就労
② 妊娠・出産
③ 保護者の疾病・障害
④ 同居親族等の介護・看護
⑤ 災害復旧
⑥ 求職活動
⑦ 就学
⑧ 虐待やＤＶの恐れがあること
⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用していること
⑩ その他市町村が定めている事由

2．区分
（保育必要量）

① 保育標準時間
② 保育短時間

3．優先利用

① ひとり親家族
② 生活保護世帯
③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
④ 虐待やＤＶの恐れがある場合など、社会的養護が必要な場合
⑤ 子どもが障害を有する場合
⑥ 育児休業明け
⑦ 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
⑧ 小規模保育事業などの卒園児童
⑨ その他市町村が定める事由

保育の必要性認定・指数(優先順位)づけ

＜ 保育標準時間 ＞

Ａグループ（10点）　○○　○○
□□　□□　　計 X人

Ｂグループ（９点）　○○　○○
□□　□□　　計 Y人

※保育短時間も同様

資料：内閣府、第11回子ども・子育て会議配布資料
「保育の必要性の認定について」対応方針案

第１章

計画策定にあたって

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景

我が国では、少子化の急速な進行や待機児童の増加、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。この環境の変化に対応するため、子育てをしやすい環境整備を行い、地域の子ども・子育て支援の充実を図るとともに、次世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会をめざす必要があります。

これまでは、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。

このような子育てをめぐる社会的背景のもと、国は平成24年（2012年）８月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連３法を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度（2015年度）から本格的にスタートするにあたり、自治体では質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

南知多町（以下「本町」という。）は、国の少子化対策と連動して、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年度に「南知多町次世代育成支援行動計画（前期）」を策定し、子育て支援の推進に努めてきました。その５年後の平成22年度に改訂した「南知多町次世代育成支援行動計画（後期）」を策定し、子育て支援施策や教育・保育事業の充実を図ってきました。

そして、この度策定した「南知多町子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援の取り組みを一層促進していくものです。この計画では、学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めることで、教育・保育事業に対する住民のニーズに応えていくための体制づくりを進めていきます。

２　計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第１項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

また、この計画は、これまで本町が取り組んできた次世代育成支援行動計画を踏まえながら、様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図って推進していきます。

3　上位計画と関連法案との関係

本計画は子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、平成27年４月からすべての子どもと子育て家庭を対象に進めていく、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示すものです。

また、次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が10年間延長（平成37年３月31日まで）されたことから、次世代育成支援対策推進法第８条に基づく「市町村行動計画」にも位置づけるとともに、児童福祉法に基づく「市町村整備計画」の内容も含む計画とします。

本計画は南知多町総合計画を上位計画とし、関連法案の個別計画との整合を図った計画とします。

【上位計画、関連法案との関係】

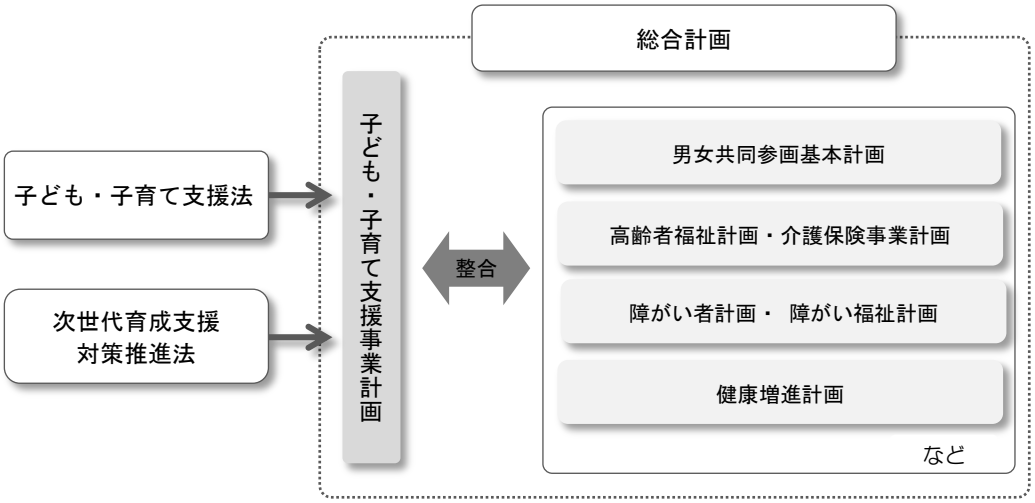

4　計画期間

本計画の期間は、法律に基づき平成27年度から平成31年度までの５年間とし、平成26年度に策定しました。また、次世代育成支援行動計画後期計画は平成26年度で終了しますが、次世代育成支援対策推進法では10年間の延長（任意化）になったことを受け、南知多町次世代育成支援行動計画を平成27年度から10年間の計画期間として位置づけていきます。

【計画期間】

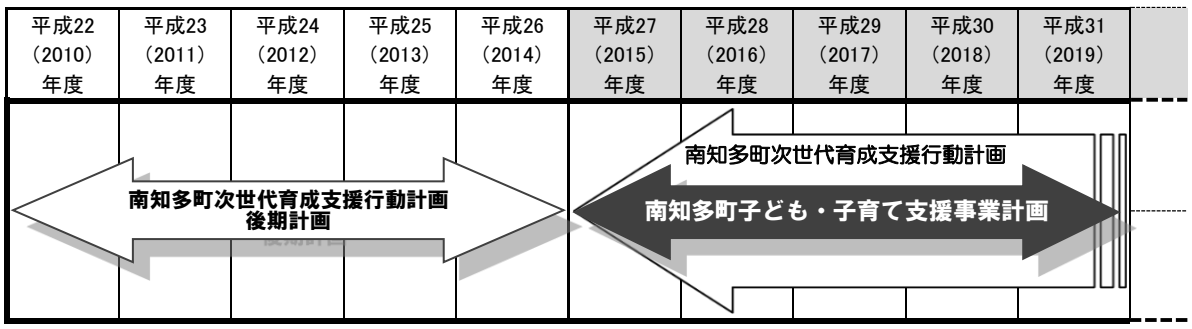

５　計画の策定体制

（１）「南知多町子ども・子育て会議」の開催

子育て家庭およびそれを支援する関係者等の意見を本計画へ反映するとともに、子育て家庭の実情を踏まえ、本町における子ども・子育て支援施策を実施するため、公募により集まった住民や関係者で構成された委員との協働のもと、「南知多町子ども・子育て会議」を開催し、今後の子育て支援策や計画の考え方について審議しました。

（２）ニーズ調査の概要・実施状況

本町の子ども・子育て支援事業計画の策定に必要な情報を得るため、住民ニーズの動向分析等を行い、現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的としたアンケート調査を実施しました。

【調査票の種類と調査の実施方法等】

項目	就学前児童用調査票	小学生用調査票
調査対象者	就学前児童を持つ保護者	１～３年生の小学生を持つ保護者
標本数	765件	630件
抽出方法	就学前児童を持つ全世帯	１～３年生の小学生を持つ世帯
調査方法	・保育所を通じて配布 ・郵送による回収または保育所を通じて回収	・小学校を通じて配布 ・郵送による回収または小学校を通じて回収
調査時期	平成25年12月10日～平成25年12月24日	

【調査票の配布・回収状況】

調査対象者	配布数	回収数	回収率
就学前児童を持つ保護者	765件	508件	66.4%
小学生を持つ保護者	630件	296件	47.0%

（３）パブリックコメントの実施

子育てに関わっている住民やそれを支援している関係者の意見を、広く募集して計画の中に取り入れるために、パブリックコメントを実施しました。

第２章

子ども・子育て支援の現状

第２章　子ども・子育て支援の現状

１　本町における人口と子ども人口の状況

（１）人口と子ども人口の推移

本町の人口推移を３階級別人口でみると、平成 12 年以降高齢者人口（65 歳以上）は増加し、生産年齢人口（15～64 歳）、年少人口（０～14 歳）は減少しています。

【３階級別人口の推移】

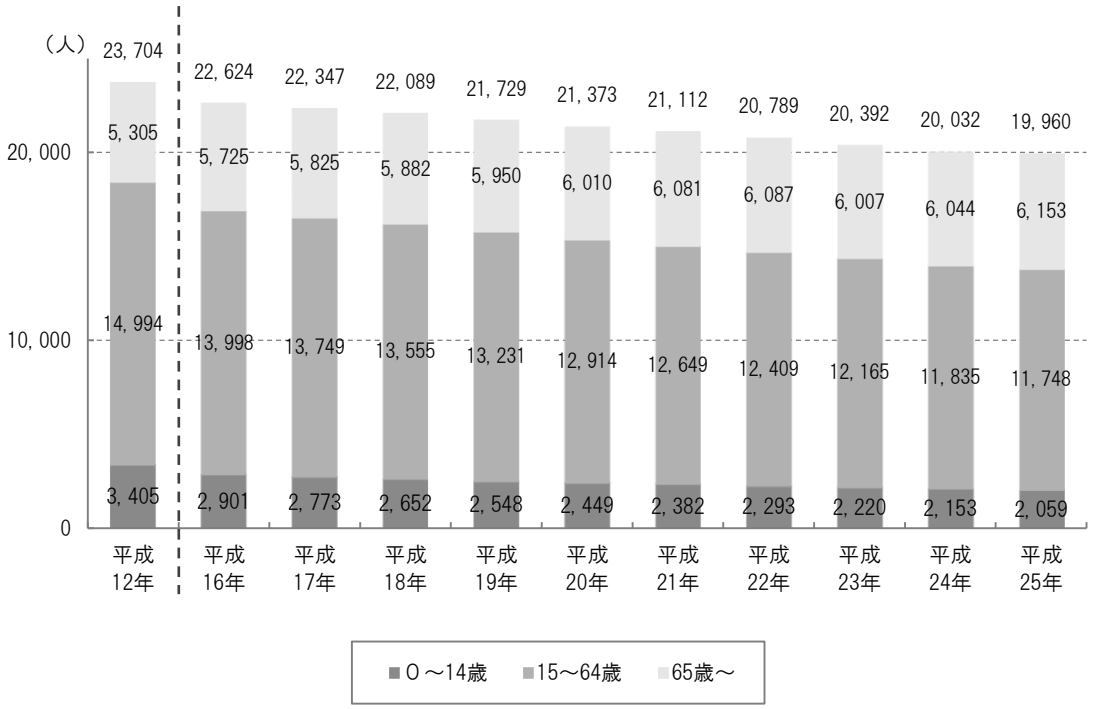

資料：住民基本台帳

就学前児童（０～５歳）及び小学校児童（６～11 歳）もまた、平成 12 年以降減少しています。また、総人口に占める児童の割合も徐々に低下しています。

【子ども人口の推移】

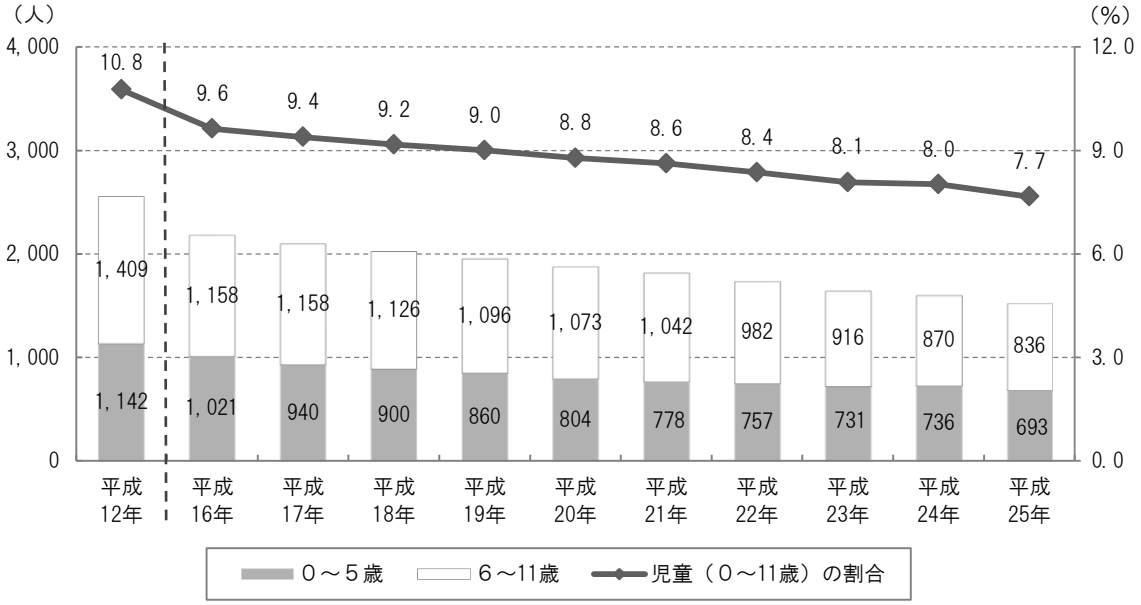

※児童（０～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳

就学前児童（０～５歳）の１歳階級別人口推移をみると、０歳児は平成 20 年に一時大きく減少し、その後平成 21 年には一旦増加しましたが、平成 22 年以降減少傾向にあります。

【０～５歳児の人口推移】

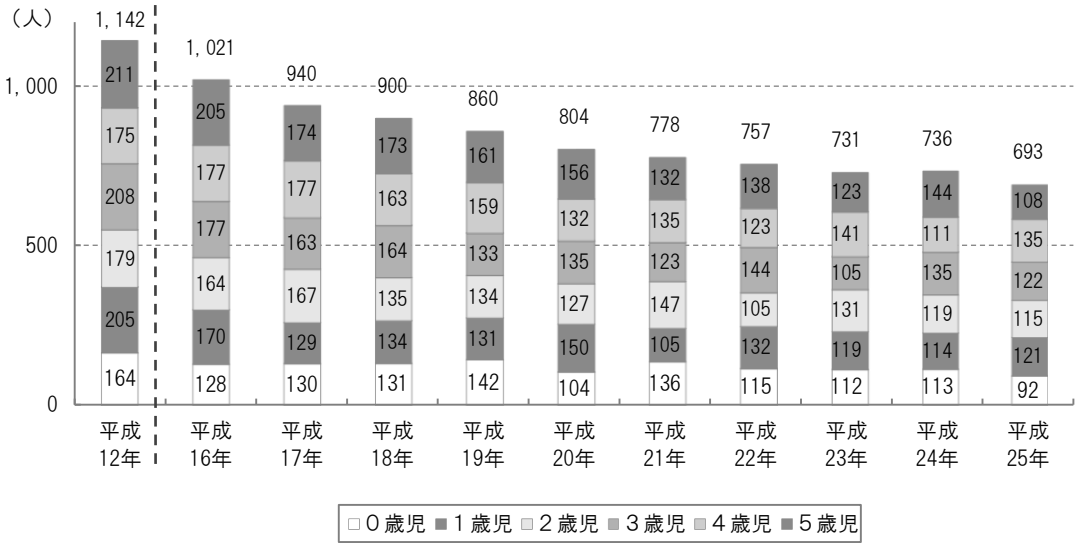

資料：住民基本台帳

（２）合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、平成 16 年の 1.32 から増減を繰り返し、平成 24 年には 1.16 となり、全国・県と比べて低い水準となっています。

【合計特殊出生率の推移】

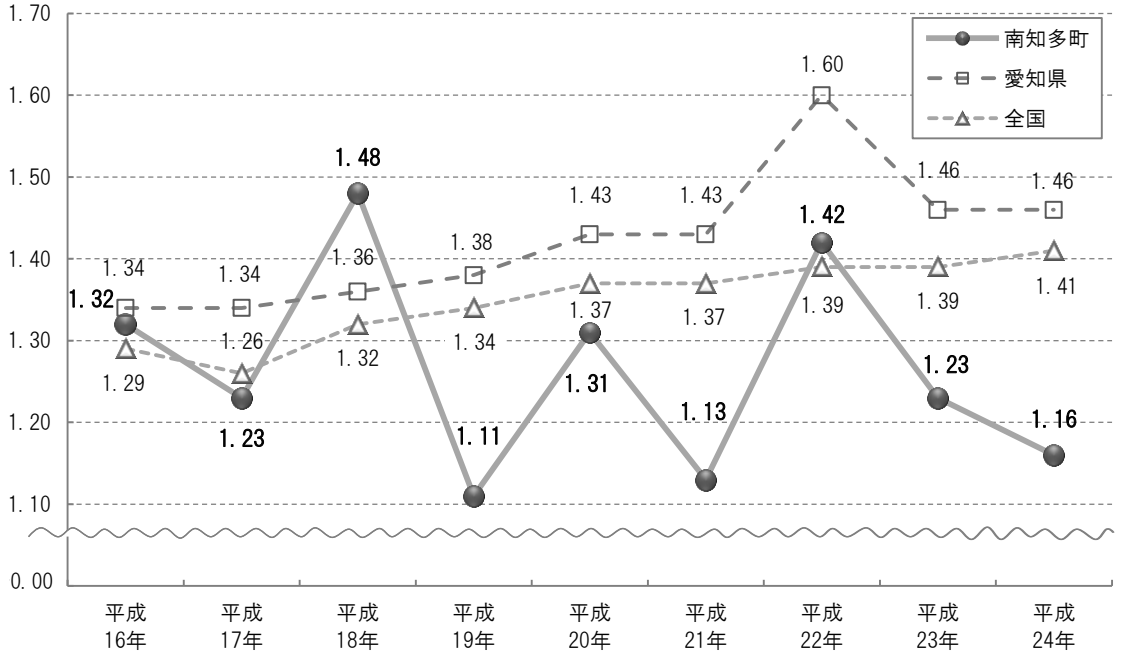

資料：南知多町資料

合計特殊出生率…人口に対して生まれた子どもの数を表す指標の一つ。その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が一生の間に子どもを産むとしたときの子どもの数に相当する。

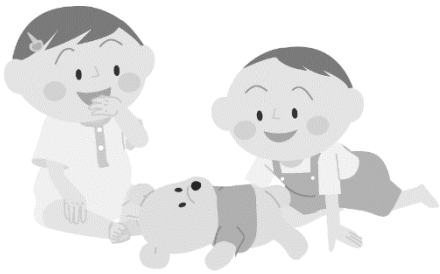

２　子育て家庭の状況

（１）子育て世帯の推移

平成 12 年から平成 22 年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯はほぼ横ばいで推移しているものの、６歳未満親族のいる世帯、18 歳未満親族のいる世帯はともに減少しています。

【子育て世帯の推移】

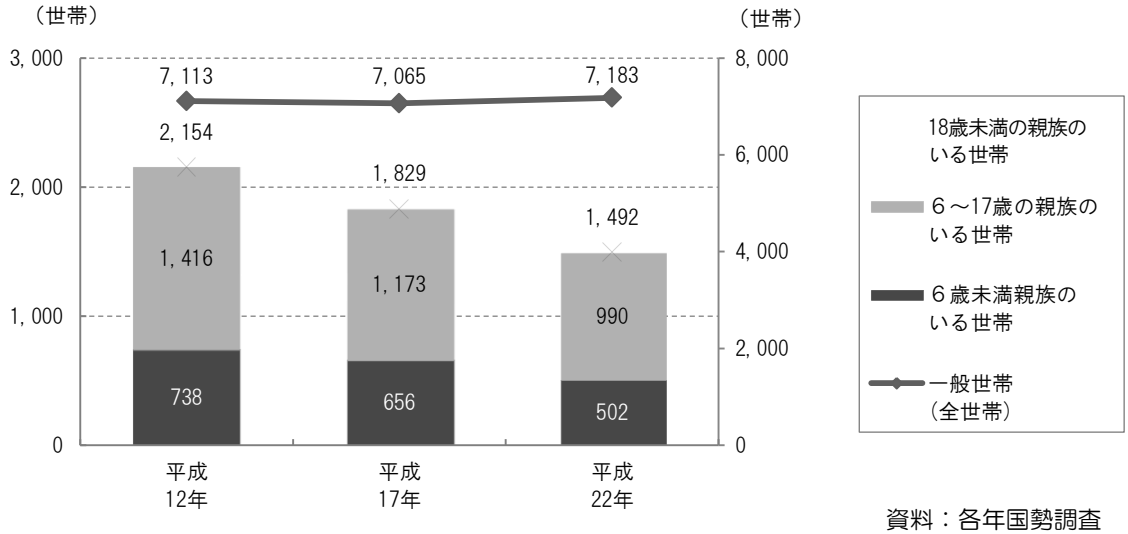

資料：各年国勢調査

また、ひとり親世帯の推移をみると、女親と子どもからなる世帯は男親と子どもからなる世帯より多くなっています。

【ひとり親世帯の推移】

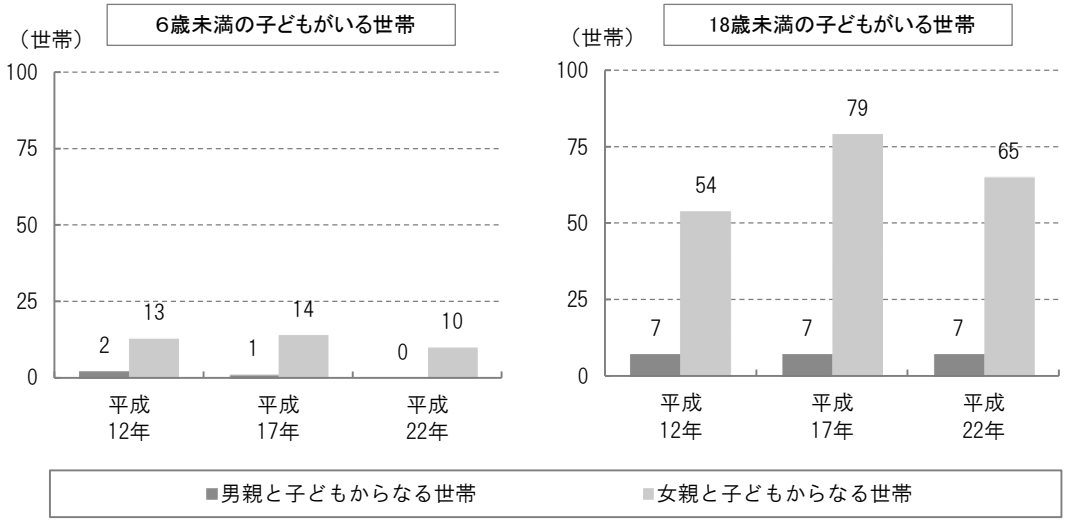

資料：各年国勢調査

（２）子育て世帯の子ども人数と日常的に子育てに関わっている方（施設含む）

子ども・子育て支援に関する調査結果をみると、子育て世帯の子どもの人数は、就学前児童、小学生ともに「２人」が最も多く、次いで「３人」「１人」の順となっています。

【子育て世帯の子ども人数】

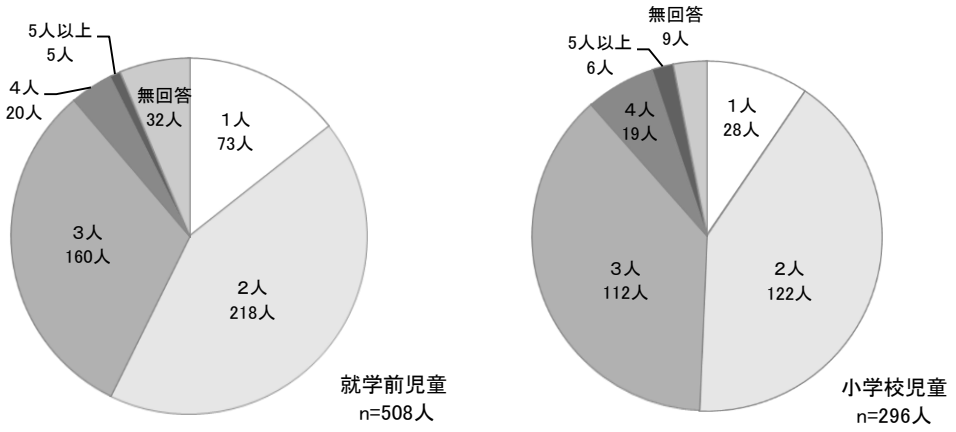

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

また、就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）は、「父母ともに」が 65.7%と最も多く、次いで「保育所」「祖父母」「母親」の順となっています。

【日常的に子育てに関わっている方（施設含む）】

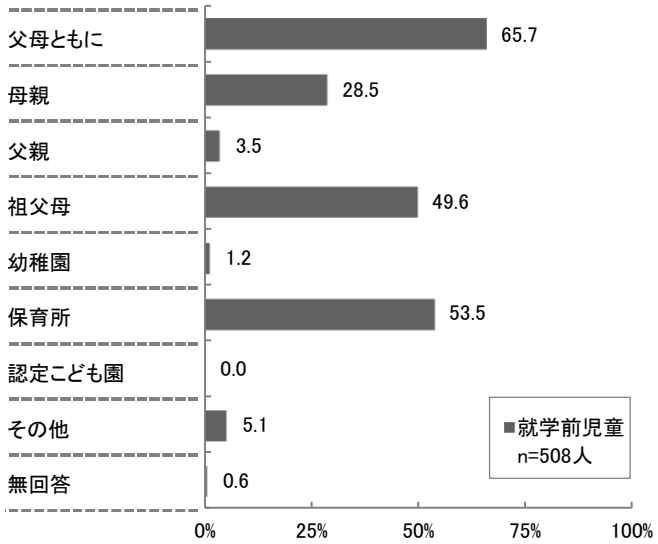

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

（３）親族等の協力者の状況

就学前児童、小学生ともに「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」は、それぞれ５割を超えています。育児するうえで孤立状態となる「いずれもいない」は、就学前児童で 3.9%、小学生 3.4%となっています。また、親族に子どもをみてもらっていると回答された方のうち、「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」は、就学前児童、小学生ともに６割を超えています。

【子どもをみてもらえる親族・知人】

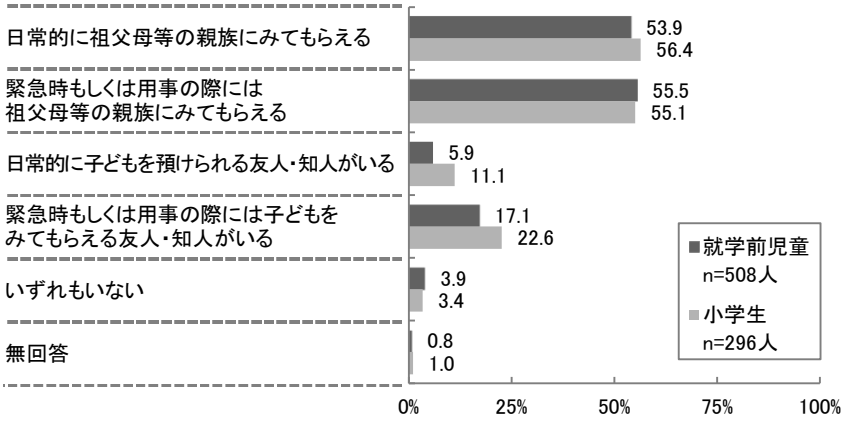

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

【親族に子どもをみてもらっている状況】

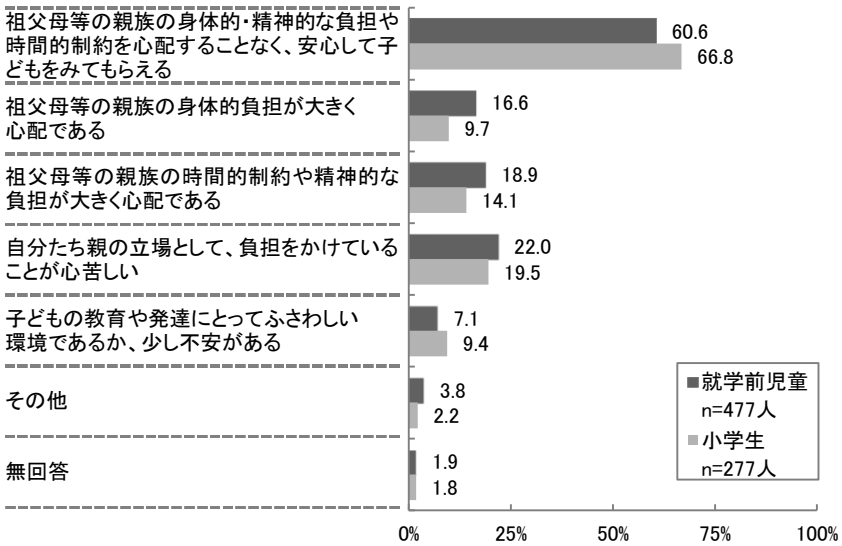

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

３　就労状況

（１）本町の就業率

本町の就業率（15 歳以上）を男女別にみると、男性の就業率は低下傾向、女性はほぼ横ばいの状況です。

【男女別就業率の推移】（15歳以上）

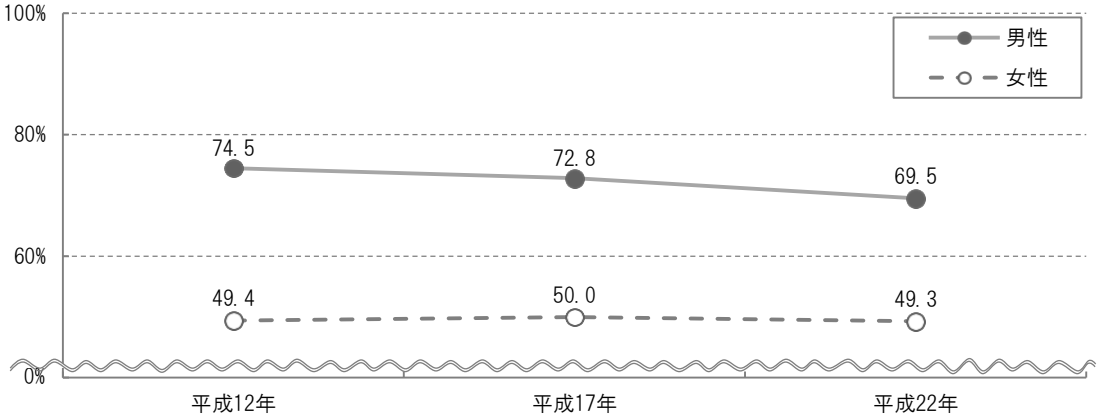

資料：各年国勢調査

女性の年齢別労働力率は、20 歳代の約７割は就労していますが、子どもの育児（子育て）期間と思われる 30～34 歳で労働力率は低下し、子どもの育児（子育て）期間が落ち着く頃であると思われる 40 歳以降から労働力率は上昇しています。

【女性の年齢別労働力率】

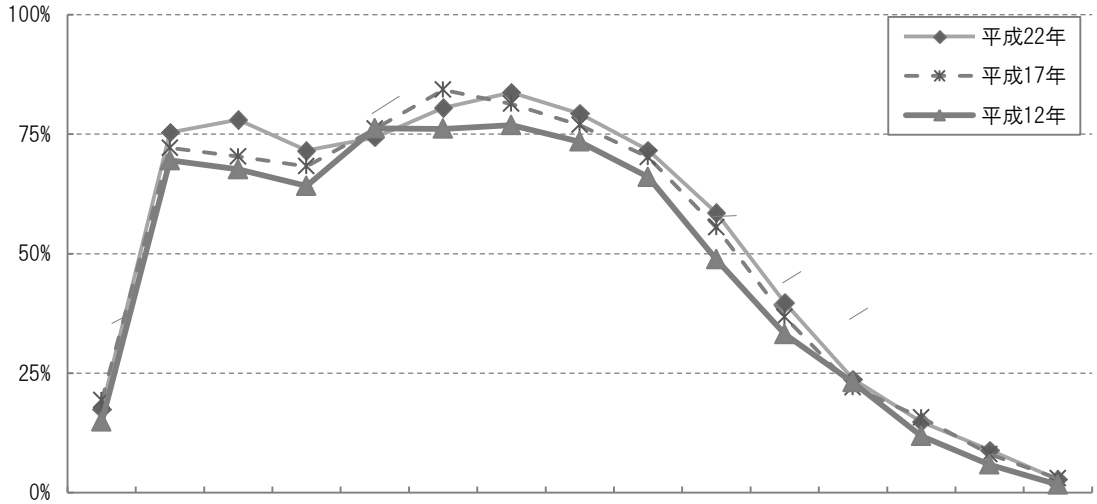

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
平成12年	14.8	69.5	67.7	64.2	76.2	76.1	76.9	73.5	66.0	48.8	33.1	23.1	11.9	5.9	1.7
平成17年	19.3	72.1	70.3	68.3	76.1	84.3	81.3	76.9	70.2	55.5	36.7	22.0	15.7	8.0	3.0
平成22年	17.5	75.4	78.0	71.6	74.3	80.5	83.8	79.3	71.7	58.6	39.8	23.8	14.8	8.9	2.8

資料：各年国勢調査

（２）母親の就労状況

フルタイム・パート等の就業形態にかかわらず「就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」方は、就学前児童の母親は７割弱、小学生の母親では約８割で、現在「産休・育休・介護休業中である」方は少数となっています。

【母親の就労状況】

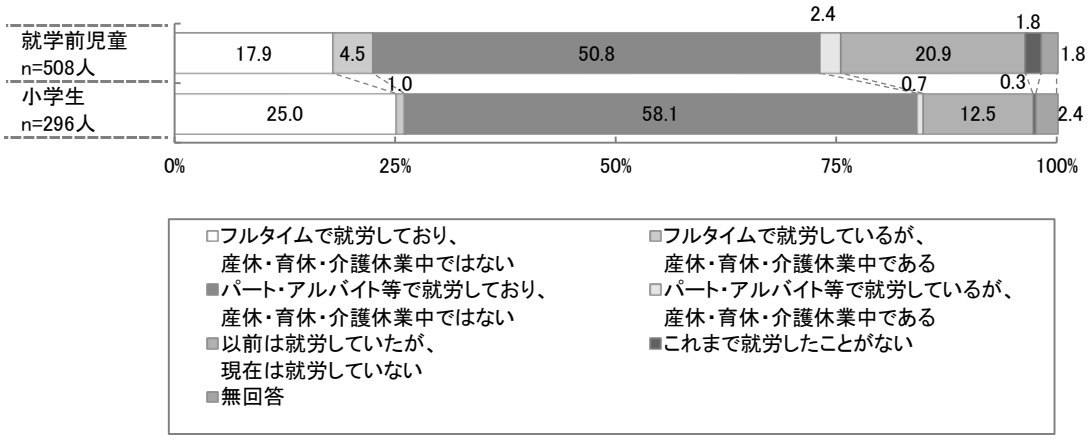

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

就労している母親の１週間の就労日数では、就学前児童、小学生の母親ともに「５日」が最も多く、次いで「４日」となっています。

【母親の１週当たり就労日数】

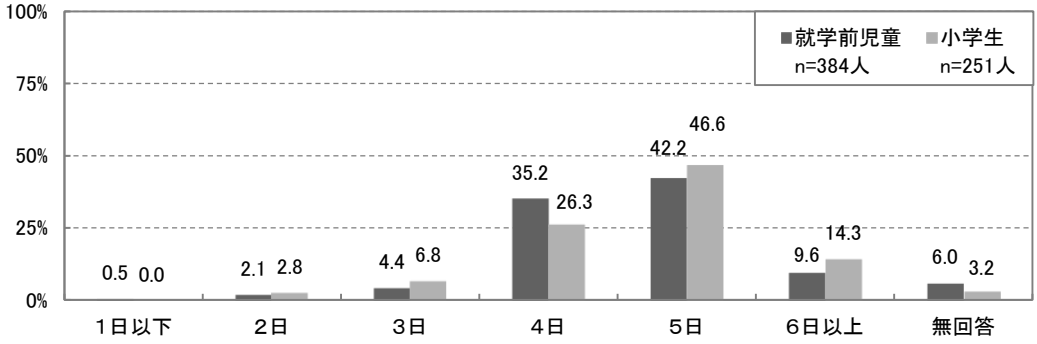

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

就労している母親の出勤時間をみると、就学前児童、小学生の母親ともに「８時台」が最も多くなっています。

【母親の出勤時間】

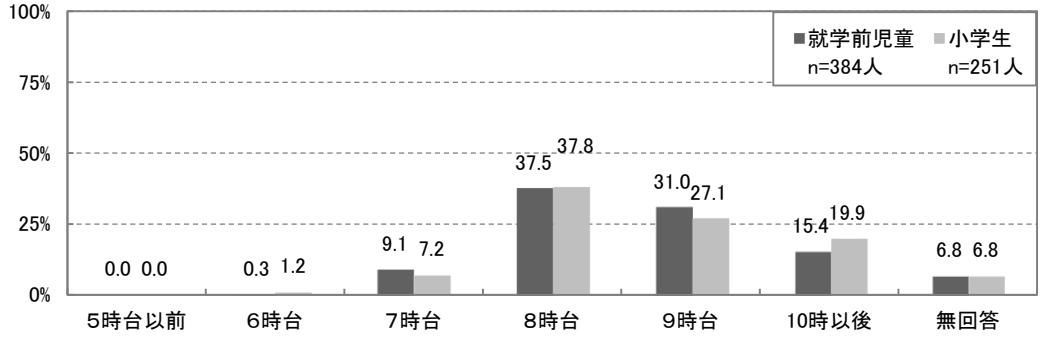

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

就労している母親の帰宅時間をみると、就学前児童、小学生の母親ともに「12～15 時台」をピークに「20～21 時台」以降からは少なくなっています。

【母親の帰宅時間】

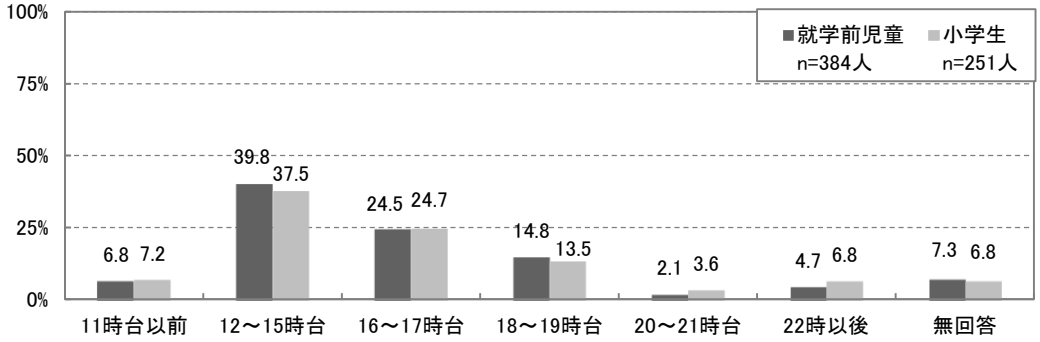

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

現在、就労していない母親の今後の就労希望をみると、就学前児童、小学生の母親ともに「１年より先、一番下の子どもが何歳になったころに就労したい」「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」方が約７割あり、そのうち希望する就労形態では、就学前児童では「パートタイム、アルバイト等」が 31.6%、小学生では「フルタイム」が 26.9%となっています。

【就労していない母親の今後の就労希望】

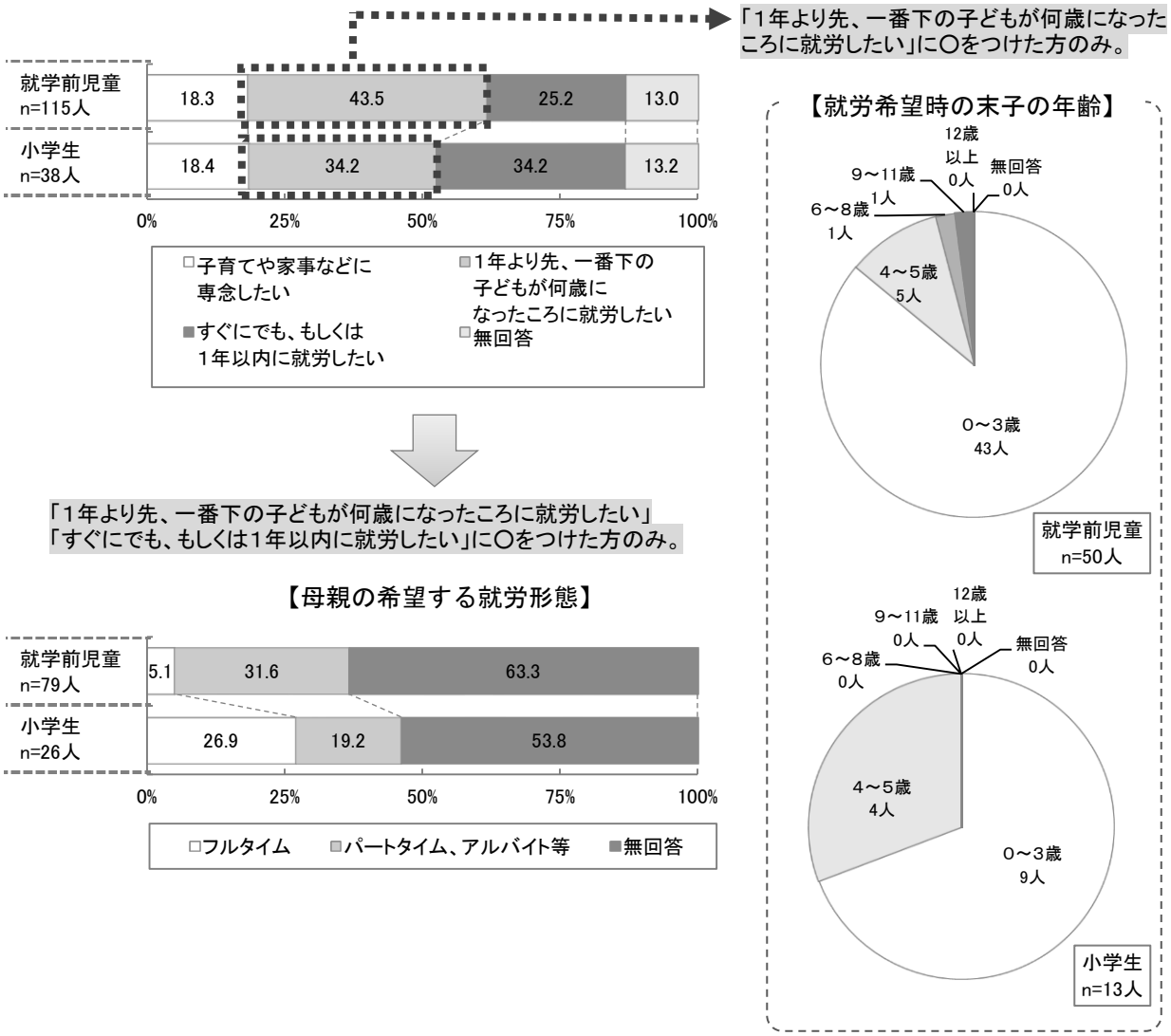

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

４　子育て支援事業の提供体制と利用状況

（１）子育て支援事業の提供体制

本町の子育て支援事業の提供体制は、平成 26 年３月時点で下表のとおりとなっています。

【子育て支援事業の提供体制（平成25年度）】

子育て支援サービス事業名		施設数	定員数
１　幼児期の保育事業			
	認可保育所	６箇所	600人
	事業所内保育施設	１箇所	※定員数は定めていません
２　地域の子育て支援事業			
	地域子育て支援拠点事業	１箇所	※定員数は定めていません
	放課後児童クラブ（学童保育）	１箇所	20人
	一時預かり事業	１箇所	※定員数は定めていません

資料：福祉課調べ

（２）平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

就学前児童の平日の定期的な教育・保育事業について、「利用している」が 334 人（65.7%）となっています。また、利用している事業では「認可保育所」が 93.1% となっています。

【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況】

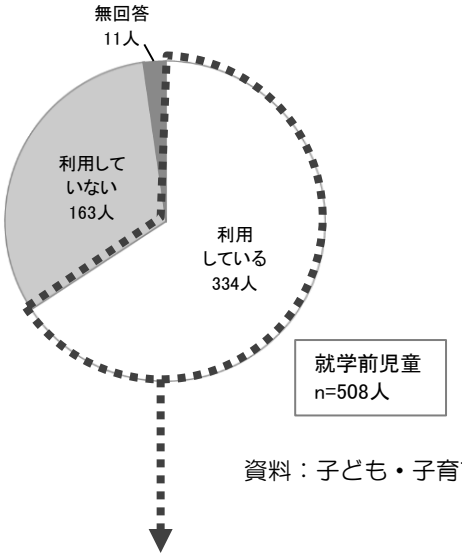

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

【平日利用している教育・保育事業】

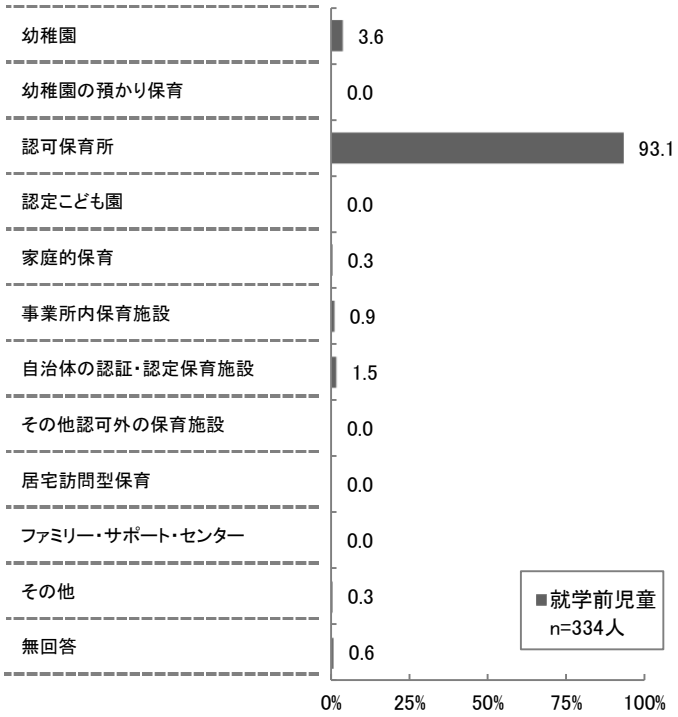

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

（３）定期的な教育・保育の利用理由と未利用の理由

就学前児童が教育・保育事業を利用している理由は「子どもの教育や発達のため」「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」がそれぞれ約７～８割となっています。利用していない理由は「子どもがまだ小さいため」が 58.3%と最も多くなっています。

【定期的な教育・保育事業を利用する理由】

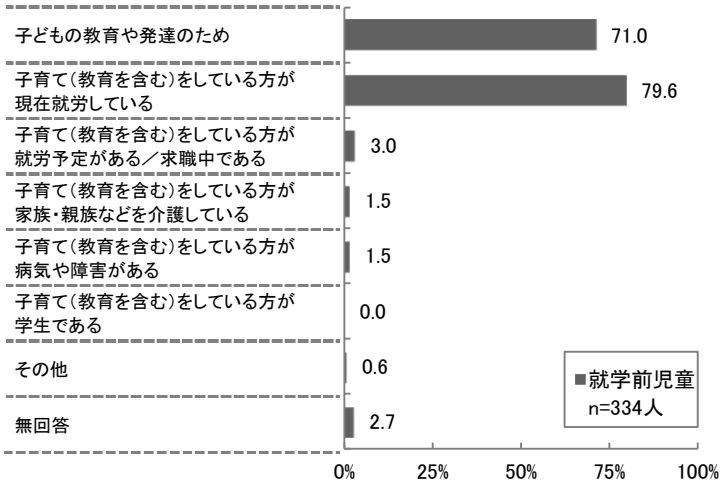

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

【定期的な教育・保育事業を利用していない理由】

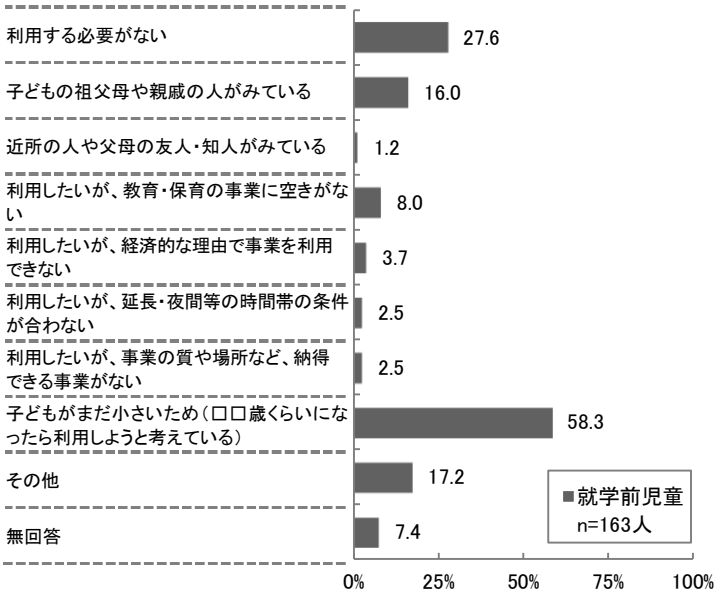

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

５　地域の子育て支援事業について

（１）地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業を利用していない就学前児童は 77.0%となっています。１か月当たりの利用回数では、「地域子育て支援拠点事業」「その他南知多町で実施している類似の事業」ともに１か月当たり「１回」が最も多くなっています。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況】

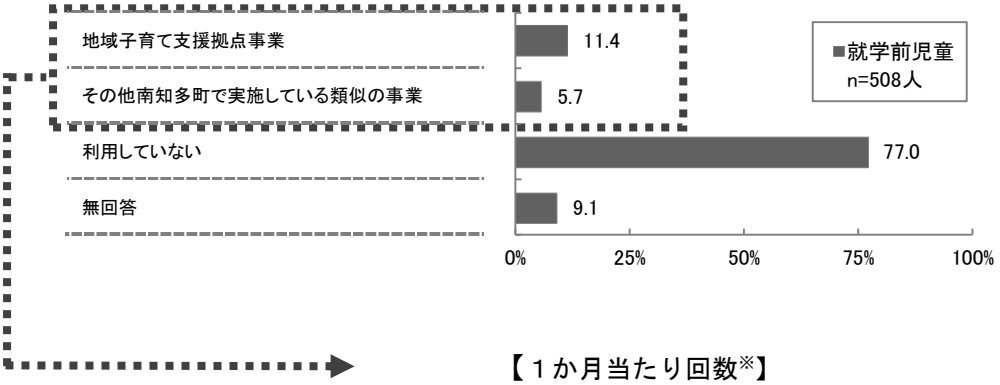

＜地域子育て支援拠点事業＞

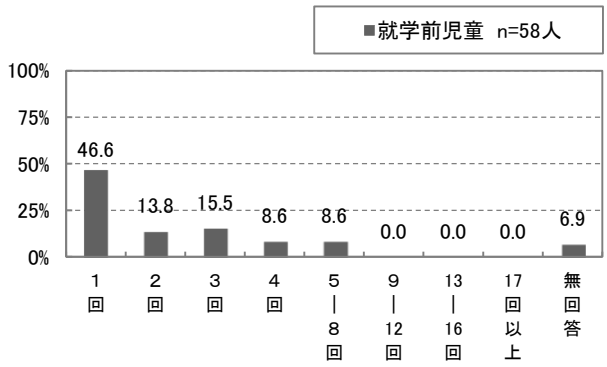

＜その他南知多町で実施している類似の事業＞

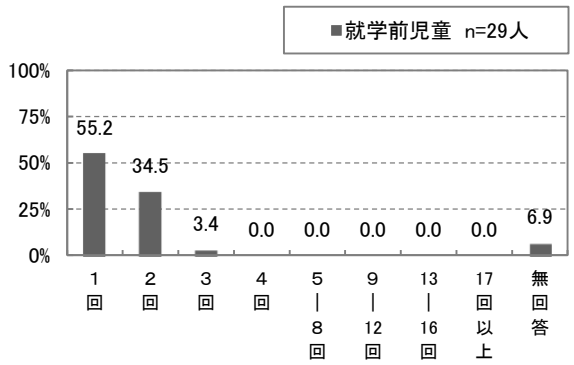

※１か月当たりの回数を記載しています。
　１週当たり回数に回答した方の場合、１か月を４週として計算した回数を記載しています。

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

（２）休日の教育・保育事業の利用意向

就学前児童について、休日の教育・保育事業を「利用する必要はない」は、土曜日323 人（63.6%）、日曜日・祝日 409 人（80.5%）となっています。「月に１～２回は利用したい」が、土曜日は 114 人（22.4%）、日曜日・祝日は 73 人（14.4%）となっています。

【土曜日の利用希望】

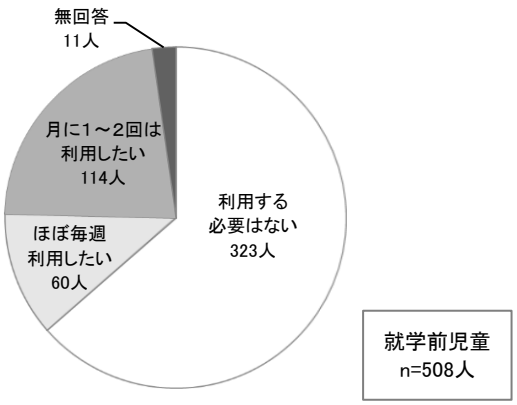

【日曜日・祝日の利用希望】

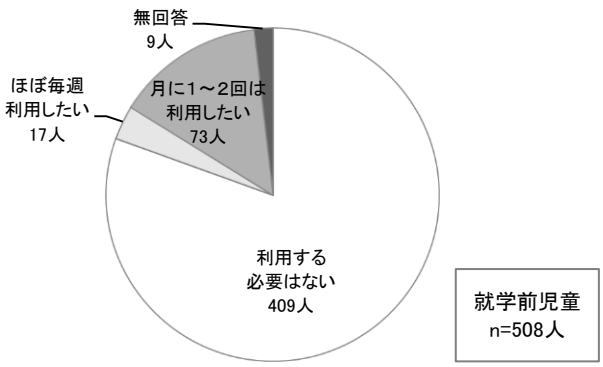

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

（３）病気の際の対応

平日に教育・保育の事業を利用していると回答された方のうち、「病気やケガにより、平日の定期的な教育・保育の事業を利用できなかったことがある」方は、就学前児童、小学生ともに半数を超えており、その時の対処方法は「母親が休んだ」が最も多くなっています。

【病気やケガにより、平日の定期的な教育・保育の事業を利用できなかったこと】

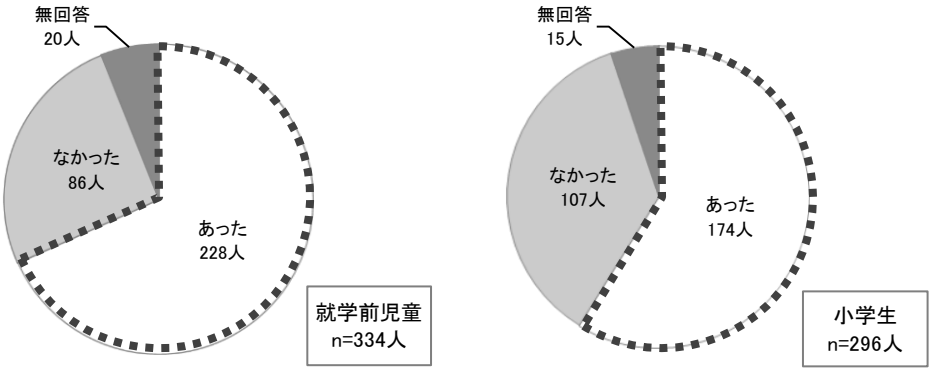

【病気やケガにより、平日の定期的な教育・保育の事業を利用できなかった場合の対処方法】

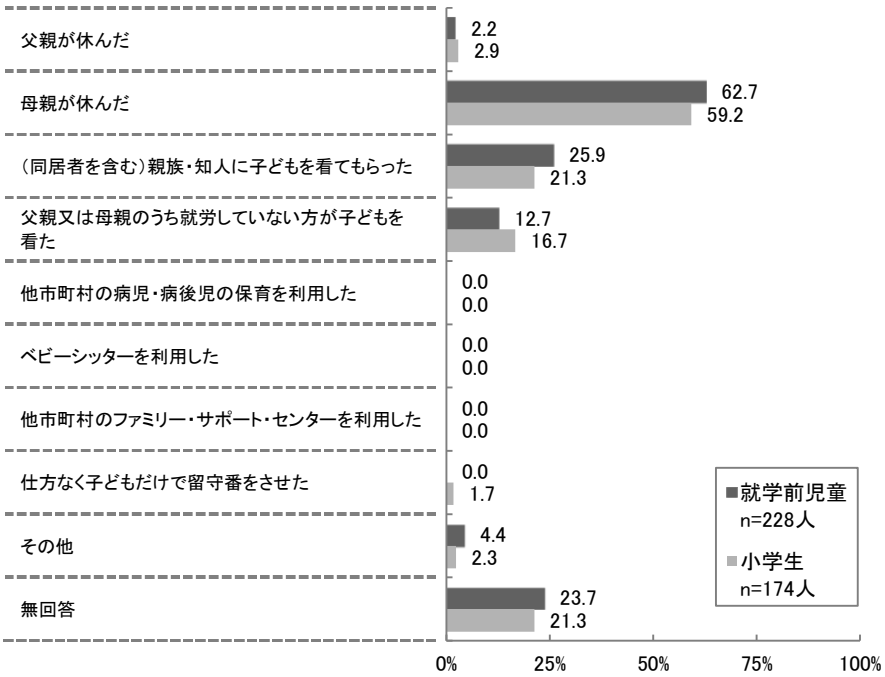

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

（４）一時預かり事業の潜在ニーズ

就学前児童について、この１年間に冠婚葬祭、家族の病気などの保護者の用事により、お子さんを「泊りがけで」家族以外にみてもらわなければならないことがあった方は 97 人（19.1%）となっています。その対処法は「親族（同居者を含む）・知人にみてもらった」（61.9%）が最も多く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」（14.4%）となっています。

【保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）による、お子さんの泊りがけでの預かり】

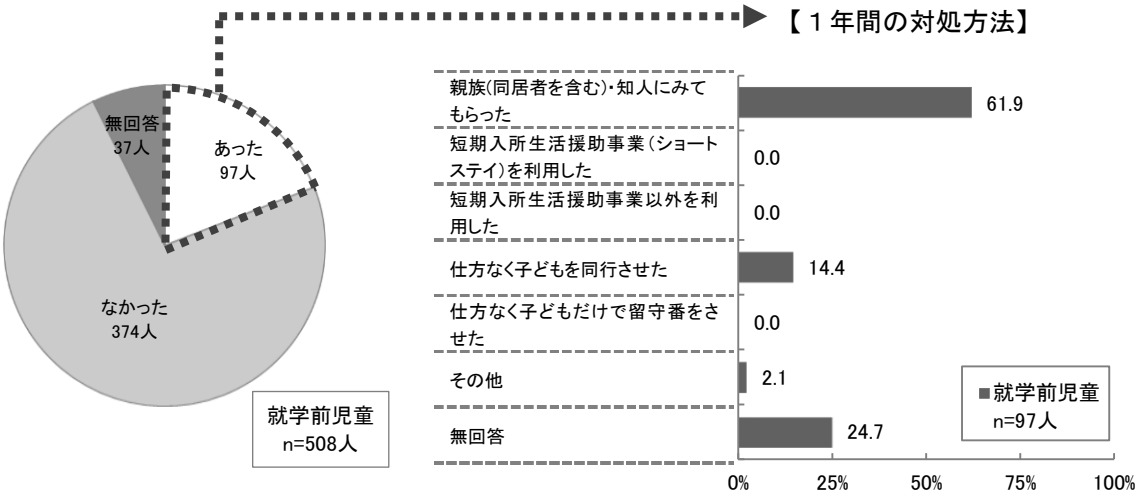

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

（５）放課後の過ごし方

放課後を過ごしている場所は「自宅」が 64.5%で最も多く、次いで「習い事」が 45.6%となっています。「放課後児童クラブ（学童保育）」は 1.0%と最も少ない回答となっています。

放課後を過ごさせたい場所は、過ごしている場所と同様、就学前児童、小学生ともに「自宅」が最も多く、次いで「習い事」となっています。

【放課後の時間を過ごしている場所】

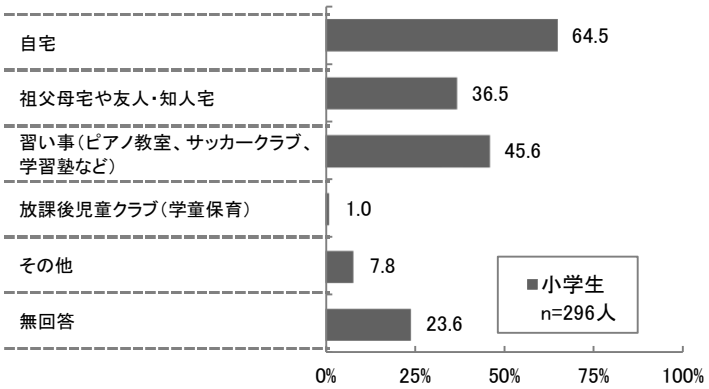

【放課後の時間を過ごさせたい場所】

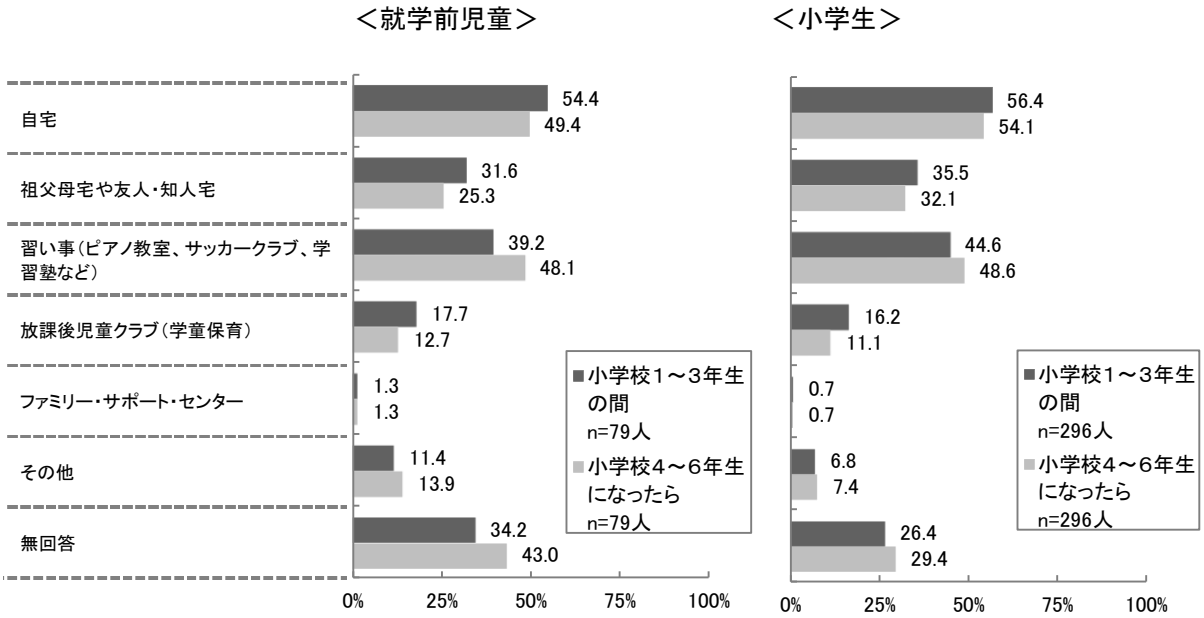

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

※就学前児童の回答者は、お子さんが５歳以上の方となっています。

（６）放課後児童クラブの利用意向

放課後児童クラブ（学童保育）を利用したいと回答した方について、土曜日の利用希望をみると、「低学年の間は利用したい」と「高学年になっても利用したい」をあわせると、就学前児童、小学生ともに６割以上、長期休暇中の利用希望では８割以上となっています。

日曜日・祝日の利用希望は、「利用する必要はない」が就学前児童で７割以上、小学生では３割以上となっています。

【土曜日の利用希望】

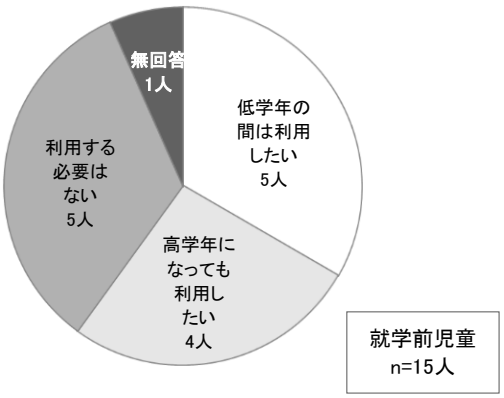

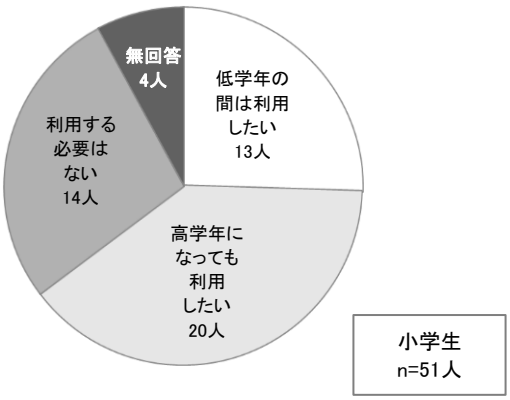

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

【日曜日・祝日の利用希望】

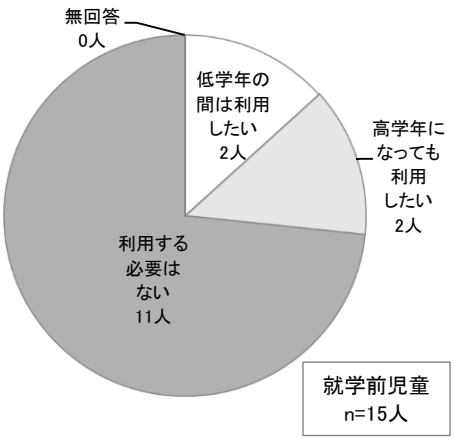

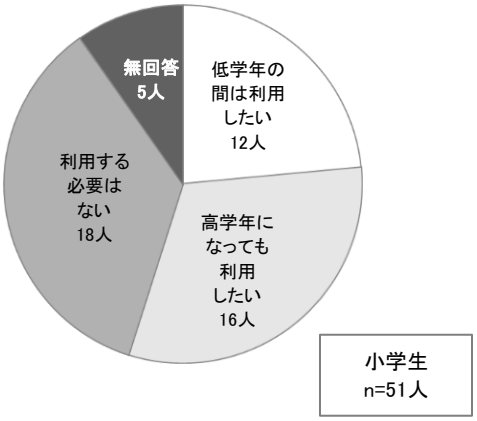

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

※就学前児童の回答者は、お子さんが５歳以上の方となっています。

【長期休暇中の利用希望】

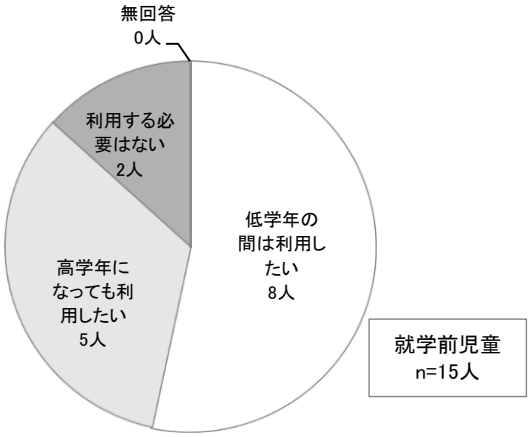

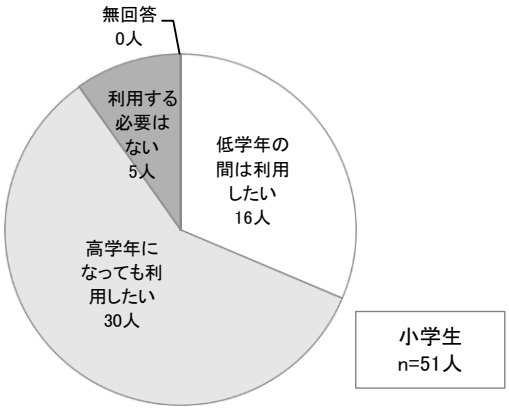

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

※就学前児童の回答者は、お子さんが５歳以上の方となっています。

（７）子育て支援サービスの周知・利用状況と今後の利用意向

就学前児童について、子育て支援サービスについて知っている事業は、「マタニティセミナー・育児講座」「保育所や幼稚園の園庭開放」が８割を超えています。反対に「家庭教育に関する学級・講座」は周知度が低く、２割程度に留まっています。

利用したことがある、今後利用したい事業ともに「自治体発行の子育て支援パンフレット」が最も多くなっており、その他の事業では「マタニティセミナー・育児講座」の利用状況も４割を超えています。今後利用したい事業は、周知状況にかかわらず３割を超える利用希望があります。

【サービスで知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うもの】

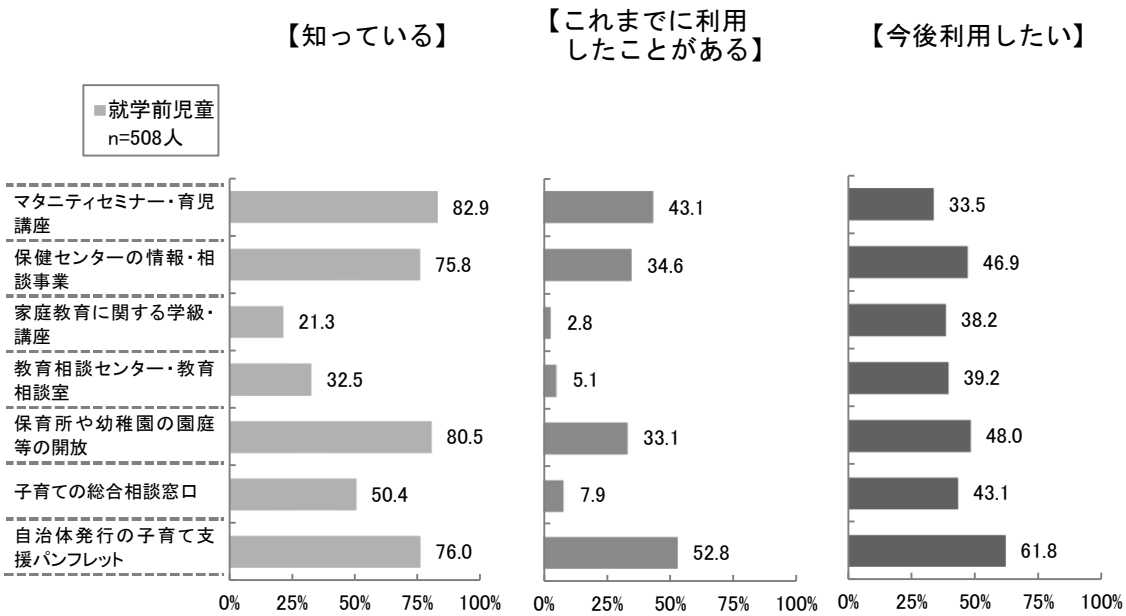

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

6　育児休業制度の利用状況

育児休業を「取得した（取得中である）」母親は16.3%、「取得していない」母親は20.5%となっています。取得していない理由として、「子育てや家事に専念するため退職した」が31.7%と最も多くなっています。

【育児休業の取得状況】

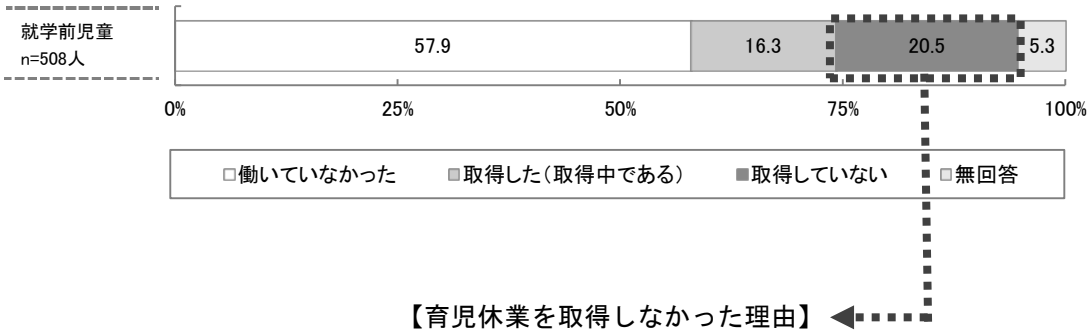

【育児休業を取得しなかった理由】

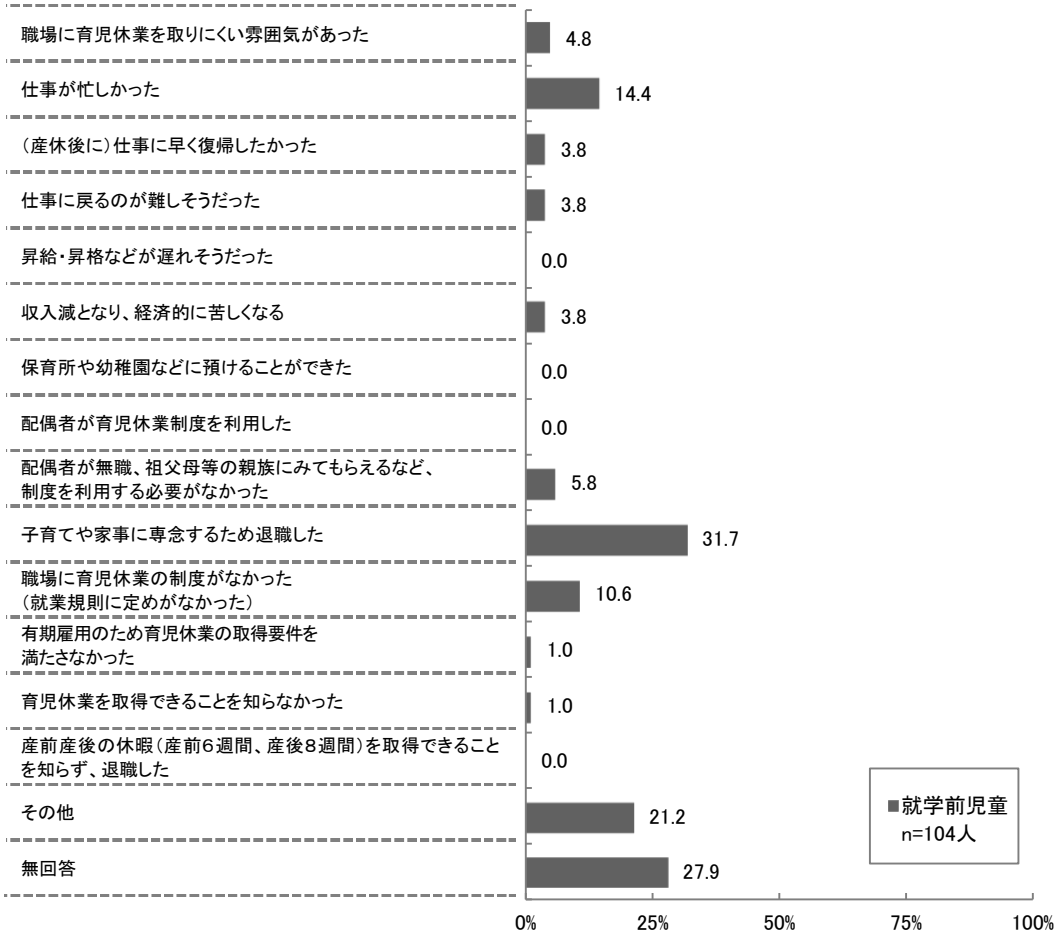

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

７　本町の子ども・子育て支援の現状のまとめ

（１）子どもの人口等の推移について

『就学前児童（０～５歳）・小学校児童（６～11歳）と子育て世帯の減少』

○平成21年から平成25年の推移では、高齢者人口（65歳以上）が増加、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（０～14歳）は減少しています。（住民基本台帳）

○平成12年から平成25年の推移では、就学前児童（０～５歳）及び小学校児童（６～11歳）は減少しています。また、総人口に対する割合も低下しています。（住民基本台帳）

○合計特殊出生率では、平成22年で全国を上回るも、平成24年では1.16と全国・県に比べ低い水準となっています。（福祉課調べ）

○平成12年から平成22年の推移では、18歳未満親族のいる世帯数の推移は減少しています。（国勢調査）

○平成12年から平成22年の推移では、男親と子どもから成る世帯数に比べ女親と子どもから成る世帯数は、増加傾向にあります。（国勢調査）

（２）子育て家庭の状況について

『父母ともに日常的に子育てに関わっている方や親族の協力者は多い』

○就学前児童、小学生の世帯の子どもの人数は、「２人」が最も多くなっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

○就学前児童について、日常的に子育てに関わっている方（施設含む）は、「父母ともに」が65.7%と最も多く、父母ともに子育てしている環境です。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

○緊急時等での親族等の協力の状況では、就学前児童、小学生ともに「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」「緊急時もしくは用事の際は祖父母等の親族にみてもらえる」が５割以上あり、半数以上の世帯では親族等の協力が得られる環境です。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

（３）母親の就労状況について

『母親で就労している（産休・育休・介護休業中ではない）方は、就学前児童で約７割、小学生では８割以上』

○男女別就業率の平成12年から平成22年の推移では、男性は低下傾向、女性は横ばいです。（国勢調査）

○女性の年齢別労働力率は、子どもの育児（子育て）期間と思われる30～34歳では低下しますが、平成12年より平成22年が全体的に上昇していることから、女性の働く割合は増加傾向にあります。（国勢調査）

○就労している（産休・育休・介護休業中ではない）母親は、就学前児童で約７割、小学生では８割以上あり、就労している方の７割以上が、週の就労日数が４～５日となっています。また、出勤時間が８時～９時台が多く、帰宅時間は12～19時台までで約８割います。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

○現在就労していない母親の今後の就労希望は、就学前児童、小学生ともに「１年より先、一番下の子どもが３歳児になったころに就労したい」「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」が約７割あり、そのうち希望する就労形態で多いのは、就学前児童では「パート・アルバイト等」、小学生では「フルタイム」です。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

（４）教育・保育事業の利用状況について

『就学前児童が教育・保育事業を利用する理由は、「現在就労している」が約８割』

○平日の定期的な教育・保育事業について、就学前児童で「利用している」方は全体の65.7%となっています。また、利用している事業は「認可保育所」が約９割です。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

○就学前児童が平日の定期的な教育・保育事業を利用する理由で多いのは、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」が約８割、「子どもの教育や発達のため」が約７割となっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

（５）地域の子育て支援事業について

『病気の際の対応で、定期的な教育・保育の事業を利用できなかったことが「あった」方のうち、「母親が休んだ」が就学前児童、小学生ともに約６割』

○就学前児童で地域子育て支援拠点事業を利用していない方は約８割となっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

○就学前児童の休日の教育・保育事業の利用意向は、土曜日の利用では約６割が「利用する必要がない」ですが、「ほぼ毎週利用したい」「月に１～２回は利用したい」を合わせると34.3%となります。また、日曜日の利用では「利用する必要はない」が約８割となっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

○病気の際の対応では、平日病気やケガにより定期的な教育・保育の事業を利用できなかったことが「あった」方は就学前児童で約７割、小学生では約６割あり、対処方法で多いのは、就学前児童、小学生ともに「母親が休んだ」が約６割でした。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

○就学前児童の一時預かり事業の潜在ニーズでは、この１年間に冠婚葬祭でお子さんを「泊りがけで」家族以外にみてもらわなければならないことがあった方は19.1%おり、「親族・知人にみてもらった」方は、約６割でした。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

○放課後を過ごしている場所・放課後を過ごさせたい場所ともに「自宅」が最も多く、次いで「習い事」となっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

○放課後児童クラブ（学童保育）を利用したいと回答した方のうち、土曜日の利用希望をみると、「低学年の間は利用したい」と「高学年になっても利用したい」をあわせると、就学前児童、小学生ともに６割以上、長期休暇中の利用希望では８割以上となっています。日曜日・祝日の利用希望は、「利用する必要はない」が就学前児童で７割以上、小学生では３割以上となっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

○就学前児童の子育てサービスの周知状況等では、周知度が高い事業は「マタニティセミナー・育児講座」「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が約８割、「保健センターの情報・相談事業」「自治体発行の子育て支援パンフレット」が75.8～76.0%ありました。これまでに利用したことがある、今後の利用したい事業では「自治体発行の子育て支援パンフレット」が最も高くなっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

（６）育児休業制度の利用状況

『育児休業制度を取得していない就学前児童の母親のうち、取得していない理由では、「子育てや家事に専念するため退職した」が31.7%』

○就学前児童で育児休業を取得した母親は16.3%、取得していない母親は20.5%でした。取得していない母親の理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」が31.7%と高い状況です。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

（７）現状の分析と課題のまとめ

○平成21年から平成25年の生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（０～14歳）の推移では、減少しています。合計特殊出生率では平成22年で全国を上回るも平成24年では1.16と全国・県に比べ低い水準となっています。

○日常的や緊急時等に親族にみてもらえる世帯は、半数以上で祖父母等の親族の協力が得られる環境です。今後、核家族への支援の充実が求められてきます。

○地域子育て支援事業については、利用状況によってばらつきがあるため、周知・情報提供を進めていく必要があります。

○男女別就労率の平成12年から平成22年の推移では、男性は低下傾向、女性は横ばいです。女性の年齢別労働力率は、平成12年より平成22年が全体的に上昇しており、女性の働く割合が増加傾向にあるため、働きながら子育てをする家族のニーズに対応できる環境づくりが求められてきます。

○就学前児童で育児休業を取得した母親は16.3%、取得していない母親の理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」が31.7%と高い状況です。育児休業からの職場復帰は、現状では復帰しにくい環境であるため、産後の休業及び育児休業後における円滑な環境づくりとワーク・ライフ・バランスの推進が求められています。

○放課後を過ごしている場所・過ごさせたい場所ともに「自宅」が最も多いです。また、その中でも「放課後児童クラブ」を選択された方をみると、土曜日の利用希望は就学前児童、小学生ともに６割以上、長期休暇中の利用希望は８割以上あります。今後、受入れ体制の拡大を進めるためには、放課後児童支援員の確保などが求められてきます。

○就学前児童の子育てサービスの周知度では、「マタニティーセミナー・育児講座」「保育所や幼稚園の園庭開放」「保健センター情報・相談事業」「自治体発行の子育て支援パンフレット」が約７割～８割と高い状況です。また、今後も利用したい事業では「自治体発行の子育て支援パンフレット」が最も高く、子育てサービス等の情報収集手段として期待されていることがわかります。

８　施策の進捗評価

（１）次世代育成支援行動計画（後期）の進捗状況

「こそだて南知多プラン」（南知多町次世代育成支援行動計画（後期））では、７つの基本目標と 135 の取り組み事業により構成され、その結果として拡充できた事業は 12 事業（8.9%）、横ばい・継続であった 107 事業（79.3%）、停滞・未実施であった 11 事業（8.1%）、評価できなかった５事業（3.7%）という進捗評価となりました。

停滞・未実施となっている事業は、施策「児童の健全育成」の中の「読み聞かせボランティア養成」「読み聞かせボランティアグループの育成」「子育て学習講座の開催」、施策「家庭や地域の教育力の向上」の中の「親子で参加できるイベント」「託児つき講座」、施策「子どもを取り巻く有害環境対策の推進」の中の「青少年によい本をすすめる運動」、施策「良質な住宅の確保」の中の「宅地供給」、施策「良好な居住環境の確保」の中の「都市公園等の整備」「公園施設等の整備」、施策「安心して外出できる環境の整備」の中の「建築物のバリアフリー化」、施策「子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」の中の「子ども 110 番の家」の 11 事業でした。

【平成 25 年　評価指標】
Ａ＝事業拡充
（事業内容に記載されている内容よりも、更に拡充されている、進んでいる）
Ｂ＝横ばい・継続
（事業内容に記載されている内容を推進している、継続している）
Ｃ＝停滞・未実施
（事業内容に記載されている内容の実施が遅れている、実施していない）
Ｄ＝評価できず
（すでに廃止、または現状、評価としての判断が難しい）

基本目標ごとの施策	平成 25 年事業数	平成 25 年評価分類			
		A	B	C	D
Ⅰ　地域における子育ての支援					
核家族化の進行や父親の長時間労働に加え、近隣関係の希薄化等、子どもをめぐる地域ネットワークが弱体化する中で、育児の負担が母親にのしかかり、母子にとって「育児の孤立化」といった状況が指摘されています。また、兄弟姉妹の減少等によって乳幼児とのふれあいの経験がないままに親となる者が増加する等、家庭や地域における子育て力の低下には著しいものがあります。 このため、共働き家庭をはじめ、専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスを充実できるよう進めます。					
1　地域における子育て支援サービスの充実	5	1	4	0	0
2　保育サービスの充実	7	0	7	0	0
3　子育て支援のネットワークづくり	2	0	2	0	0
4　児童の健全育成	18	1	14	3	0
計	32	2	27	3	0

Ⅱ　母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進					
母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健・医療・福祉や教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実が求められています。 また、計画策定にあたっては、「けんこう南知多プラン」の趣旨を十分踏まえて、地域に根ざした住民活動との連携を進めます。					
1　子どもや母親の健康の確保	16	2	14	0	0
2　食育等の推進	3	0	3	0	0
3　思春期保健対策の充実	2	0	2	0	0
4　小児医療の充実	2	0	1	0	1
計	23	2	20	0	1

Ⅲ　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備					
０歳児をはじめ乳幼児期という人生の初期段階においては、人間に対する基本的信頼関係を形成する大事な時期です。３歳以降においては、社会性やコミュニケーション能力の向上等に対する配慮が必要となります。小学校就学後においては、子どもたちが年齢の枠を超えてたくましく成長できる良好で安全な環境の確保が必要となります。思春期以降においては、教育施策と連携を図りつつ、食育、中高生と乳幼児のふれあいの場の提供、性に関する正しい知識の普及等を進めることが、次世代の親づくりの視点からも必要となります。 このように、出生から青年期まで、子どもの発達段階に応じて、そのニーズは大きく異なっており、年齢に対応したきめ細やかな施策を推進します。					
1　次代の親の育成	2	0	2	0	0
2　子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境等の整備	17	3	14	0	0
3　家庭や地域の教育力の向上	10	0	8	2	0
4　子どもを取り巻く有害環境対策の推進	2	0	1	1	0
計	31	3	25	3	0

基本目標ごとの施策	平成 25 年事業数	平成 25 年評価分類			
		A	B	C	D
Ⅳ　子育てを支援する生活環境の整備					
子育てしている家庭や子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりのある居住空間を確保し、１人でも多くの子どもが育てられる環境が求められています。 また、子どもの視点に立った安全な道路の整備、安心して親子が外出できる環境の整備、さらには子どもが犯罪に遭わないようなまちづくりを、地域で推進していきます。					
1　良質な住宅の確保	2	1	0	1	0
2　良好な居住環境の確保	3	0	1	2	0
3　安全な道路交通環境の整備	2	0	2	0	0
4　安心して外出できる環境の整備	1	0	0	1	0
5　安心・安全まちづくりの推進等	2	1	1	0	0
計	10	2	4	4	0
Ⅴ　職業生活と家庭生活との両立の推進					
仕事と子育ての両立は、働く親にとって人間として生きていく上で不可欠な条件です。その条件が満たされてこそ、社会全体も人間性に満ちた持続可能な発展を遂げることができますが、残念ながらわが国の両立環境は、他の先進国に比べても不十分と言えます。 しかし近年、仕事と子育ての両立ができるよう、社会は総力を挙げて支援し、社会システムそのものを両立支援型に構築し直す必要があるという認識が、急速にひろがってきています。					
1　多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し	4	1	3	0	0
2　仕事と子育ての両立の推進	6	0	6	0	0
計	10	1	9	0	0
Ⅵ　子ども等の安全の確保					
近年、子どもたちを狙った事件が急増しており、大きな問題となっています。 子どもの安全を守るのは“大人の責任”であり、子どもたちは体力、判断力ともまだ未成熟であるため、子どもたちの危機意識を高めるための教育と、地域の大人たちによる登下校の見守り等、周囲の大人が責任を持って子どもたちを守ろうという姿勢が大変重要です。					
1　子どもの交通安全を確保するための活動の推進	3	0	3	0	0
2　子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	5	0	4	1	0
3　被害に遭った子どもの保護の推進	1	0	1	0	0
計	9	0	8	1	0
Ⅶ　要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進					
虐待は子どもに対する重大な人権侵害であり、子どもの心と身体に深い傷を残します。子どもたちが健やかに成長できる社会にすることは、社会全体で取り組むべき課題です。その取り組みの推進にあたっては、常に「子どもの最善の利益」への配慮を基本として、児童虐待を予防し、発見から再発防止、さらには社会的自立に至るまでの総合的な支援の手を親子に対して用意することが求められています。 近年、離婚件数の増加に伴い、ひとり親家庭、特に母子家庭が増えています。母子家庭の場合は、収入面や雇用条件面で不利な点も多い上に、離婚した相手からの養育費の支払いがされていないケースも多く、総合的な支援策が求められています。また、障がい児のいる家庭においても総合的な支援策が求められています。					
1　児童虐待防止対策の充実	4	0	4	0	0
2　母子家庭等の自立支援の推進	7	0	5	0	2
3　障害児施策の充実	9	2	5	0	2
計	20	2	14	0	4
事業数・評価合計	135	12	107	11	5

第３章

計画の基本的な考え方

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

みんなで　かがやかそう　子どもの笑顔

南知多町次世代育成支援行動計画では、前期・後期計画を通じて『みんなで　かがやかそう　子どもの笑顔』を基本理念に、みんなで子育てをしながら、子どもの幸せ、親の幸せ、地域の幸せをめざして、関連施策等の取り組みを進めてきました。

本計画では、次世代育成支援行動計画との連続性並びに整合性に配慮しつつ、子ども・子育て支援法における本計画の目的等を勘案して、子ども・子育て新制度による各種施策を推進していきます。

なお、その際、子ども・子育て支援法及び基本指針に基づき、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するということを基本的認識とし、家庭その他の場において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるとともに、次代を担う子どもたちの最善の利益を保障しながら、全ての子どもたちが健やかに、伸びやかに育つことができ、親も子育ての喜びを感じることができる社会の実現をめざし、多様な子育て支援サービスや保育サービスを提供するとともに、幼児教育を推進します。

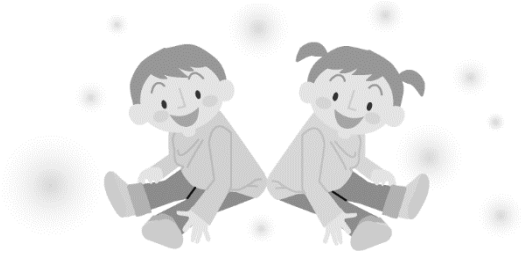

2　基本目標

基本方針を実現するために、次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本目標を継承しつつ新たな基本目標を設定します。

基本目標1　子育て支援サービスの充実

子育てをしているすべての家庭が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように、適切に様々な子育て支援の充実を図るとともに、地域における子育て家庭への支援等について理解と協力を働きかけていきます。

基本目標2　母と子の健康づくり

安心して子どもを生み育てることができるように、安全で快適な妊娠・出産環境を確保するとともに、妊娠・出産期からのそれぞれの子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を行っていきます。

基本目標3　保育・教育の環境づくり

幼児期の重要性や特性を踏まえ、それぞれの子どもが持つ力を十分に発揮できるように、発達に応じた適切な保護者の関わりや質の高い教育・保育の提供を通して、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく保育・教育環境づくりを推進します。
また、子どもの育ちを支えるため、地域が一体となって安心・安全なまちづくりを推進します。

基本目標4　子育てと仕事が両立できる環境づくり

働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、多様なニーズに柔軟に対応できる子育て環境づくりを推進します。また、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

基本目標5　特別な支援が必要な子どもへの対応などきめ細やかな取り組みの推進

子育ての不安感や負担感が児童虐待の要因の一つであることが明らかになっており、その不安感や負担感を軽減するための対策を推進します。
また、障がいのある子どもについては、地域で生き生きと生活できるよう、その根幹となる事業を確保するとともに、ひとり親家庭等に対しては、自立と就業の支援に重点をおいた取り組みの充実に努めます。

３　計画の性格

平成24年８月に「子ども・子育て関連３法」が成立し、国では同法にもとづき子ども・子育ての新しい制度を創設し、移行していくこととなりました。「次世代育成支援対策推進法」以降、「子ども・子育て支援法」が必要となったその背景について、国では以下のようにまとめられています。同様に本町の現状と課題をまとめました。

【国の現状と課題】

●急速な少子化の進行（平成23年合計特殊出生率1.39）
●結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
　・独身男女の約９割が結婚意思を持っており、希望子ども数も２人以上
　・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化
●子ども・子育て支援が質・量ともに不足
　・家族関係社会支出の対ＧＤＰ比の低さ
（日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）
●子育ての孤立感と負担感の増加
●深刻な待機児童問題
●放課後児童クラブの不足「小１の壁」
●Ｍ字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
●質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
●子育て支援の制度・財源の縦割り
●地域の実情に応じた提供対策が不十分

【本町の現状と課題】

●生産年齢人口の低下と少子化への対応
●核家族化への支援の充実
●子育て支援に関するサービスの周知・情報提供の推進
●ワーク・ライフ・バランスの推進
●土曜日・長期休暇に対応した放課後児童クラブの拡充のための体制づくり

【現状と課題への対応】

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供	保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善 ・待機児童の解消 ・地域の保育を支援 ・保育環境の整備と保育士等の資質の向上	地域の子ども・子育て支援の充実

【対応の方策】

課題への解決策として、「幼保一元化」「待機児童の解消」「地域で支える教育・保育」が推進されることとなり、市区町村には「子ども・子育て支援法第61条」にもとづき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備するため、国の示す「基本方針」にもとづく、具体的な事業計画を策定することが義務づけられました。本町においても、次頁「計画の構成」の記載内容にもとづき、具体的な事業計画を策定することとしました。

4　計画の構成

前　提　―　法の基本理念　＋　基本方針

現　状　―
- ●人口の推移
- ●子ども・子育てをめぐる現状と課題
- ●子育て支援サービスの状況
- ●ニーズ調査

具体的計画　―　教育・保育提供区域の設定（法定）

【施設型給付】
- ●認定こども園
- ●幼稚園
- ●保育所

【地域型保育給付】
- ●小規模保育
- ●家庭的保育
- ●居宅訪問型保育
- ●事業所内保育

【地域子ども・子育て支援事業】
- ●利用者支援事業（新規）
- ●地域子育て支援拠点事業
- ●妊婦健康診査
- ●乳児家庭全戸訪問事業
- ●養育支援訪問事業
- ●子育て短期支援事業
- ●子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ●一時預かり事業
- ●延長保育事業
- ●病児保育事業
- ●放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ●実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）
- ●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

事業ごとの具体的計画及び目標値等を記載

第４章

教育・保育及び
地域子ども・子育て支援事業の
量の見込みと確保方策

第４章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

１　教育・保育の提供区域

本町では「教育・保育提供区域」を設定するにあたり、地理的条件、人口、交通の便、その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準や、地域子育て支援事業の提供区域も踏まえて１圏域として設定しました。

２　教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

（１）推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童と小学３年生までの保護者を対象者としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

【教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー】

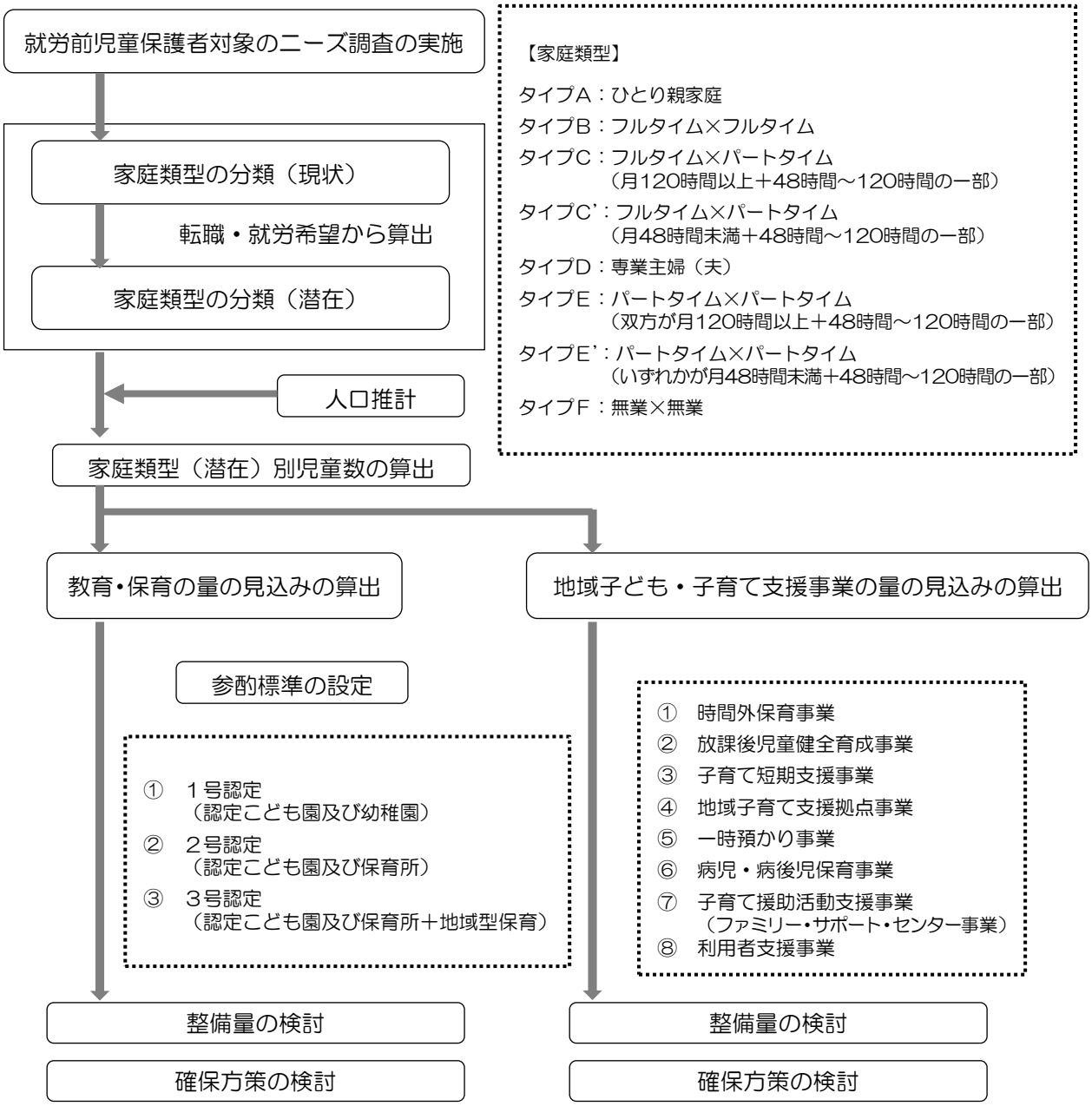

（２）子ども人口の推計

本町の子ども人口の推計について、０～５歳では平成 25 年の 693 人から平成 31 年には 597 人と推計され 96 人（13.9%）の減少が予測されています。６～11 歳においても平成 25 年の 836 人から平成 31 年には 695 人と推計され 141 人（16.9%）の減少が予測されています。

【子ども人口の推計】

単位：人

	≪実績≫	≪推計≫					
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	19,960	19,667	19,358	19,046	18,731	18,415	18,097
０歳	92	100	98	96	95	93	91
１歳	121	96	103	101	99	98	96
２歳	115	121	96	103	101	99	98
３歳	122	117	123	98	105	103	101
４歳	135	123	118	124	99	106	104
５歳	108	136	124	117	124	100	107
０～５歳	693	693	662	639	623	599	597
６歳	144	107	134	122	116	123	99
７歳	122	143	106	132	120	115	122
８歳	135	124	145	108	135	123	117
９歳	128	133	123	144	107	133	121
10歳	147	127	132	122	143	106	131
11歳	160	146	126	131	121	142	105
６～11歳	836	780	766	759	742	742	695

資料：住民基本台帳からコーホート変化率法による推計（各年４月１日）

【子ども人口の推計】

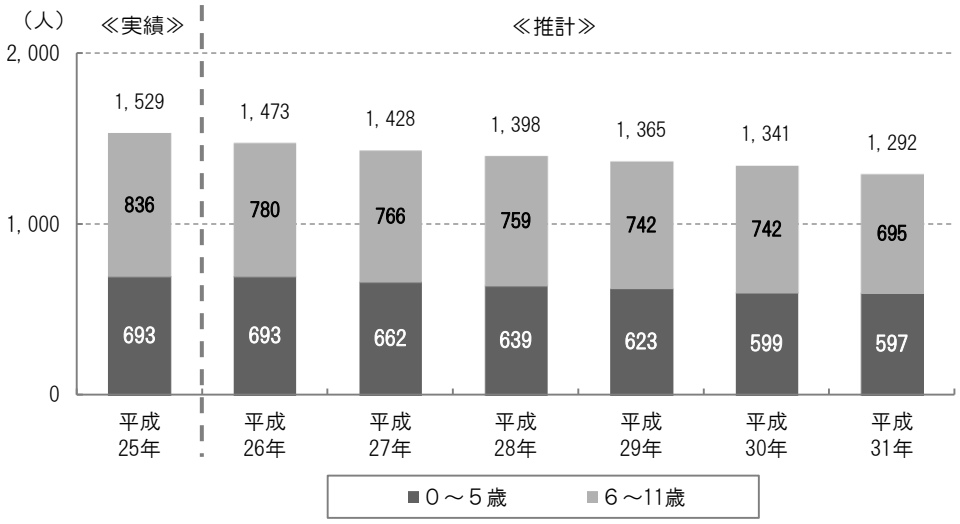

３　教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期

（１）教育・保育の現状

単位：人

		平成26年度（４月１日現在）		
		３歳以上保育が必要	１・２歳保育が必要	０歳保育が必要
保育所入所児童数		359	64	2
定員		600		
入所率		70.8%		
定員	幼稚園・認定こども園			
	認可保育所	600		
	認証保育所			

（２）教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期

単位：人

		平成27年度				
		１号	２号		３号	
		３歳以上教育希望	３歳以上保育が必要		１・２歳保育が必要	０歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外		
（参考）児童数推計　Ａ		365			199	98
保育利用率（Ｂ÷Ａ）		0.5%	0.0%	99.5%	35.2%	5.1%
量の見込み（保育利用定員数）Ｂ		2	0	363	70	5
提供量（確保方策）						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	2	512		82	6
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	0			―	
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	―			0	0
認可外保育施設		0			0	0
提供量合計　Ｃ		2	512		82	6
保育利用率の目標値（Ｃ÷Ａ）		0.5%	140.3%		41.2%	6.1%
過不足分（Ｃ－Ｂ）		0	149		12	1

※１号に関しては、町内には幼稚園がなく、美浜町(知多大和幼稚園)への量を記載

単位：人

		平成28年度				
		１号	２号		３号	
		３歳以上教育希望	３歳以上保育が必要		１・２歳保育が必要	０歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外		
（参考）児童数推計　A		339			204	96
保育利用率（B÷A）		0.6%	0.0%	95.6%	34.3%	5.2%
量の見込み（保育利用定員数）B		2	0	324	70	5
提供量（確保方策）						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	2	512		82	6
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	0			—	
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	—			0	0
認可外保育施設		0			0	0
提供量合計　C		2	512		82	6
保育利用率の目標値（C÷A）		0.6%	151.0%		40.2%	6.3%
過不足分（C－B）		0	188		12	1

単位：人

		平成29年度				
		１号	２号		３号	
		３歳以上教育希望	３歳以上保育が必要		１・２歳保育が必要	０歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外		
（参考）児童数推計　A		328			200	95
保育利用率（B÷A）		0.6%	0.0%	95.7%	35.0%	5.3%
量の見込み（保育利用定員数）B		2	0	314	70	5
提供量（確保方策）						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	2	512		82	6
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	0			—	
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	—			0	0
認可外保育施設		0			0	0
提供量合計　C		2	512		82	6
保育利用率の目標値（C÷A）		0.6%	156.1%		41.0%	6.3%
過不足分（C－B）		0	198		12	1

単位：人

		平成30年度				
		１号	２号		３号	
		３歳以上教育希望	３歳以上保育が必要		１・２歳保育が必要	０歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外		
（参考）児童数推計　A		309			197	93
保育利用率（B÷A）		0.6%	0.0%	95.8%	35.5%	5.4%
量の見込み（保育利用定員数）B		2	0	296	70	5
提供量（確保方策）						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	2	512		82	6
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	0			—	
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	—			0	0
認可外保育施設		0			0	0
提供量合計　C		2	512		82	6
保育利用率の目標値（C÷A）		0.6%	165.7%		41.6%	6.5%
過不足分（C－B）		0	216		12	1

単位：人

		平成31年度				
		１号	２号		３号	
		３歳以上教育希望	３歳以上保育が必要		１・２歳保育が必要	０歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外		
（参考）児童数推計　A		312			194	91
保育利用率（B÷A）		0.6%	0.0%	95.5%	36.1%	5.5%
量の見込み（保育利用定員数）B		2	0	298	70	5
提供量（確保方策）						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	2	512		82	6
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	0			—	
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	—			0	0
認可外保育施設		0			0	0
提供量合計　C		2	512		82	6
保育利用率の目標値（C÷A）		0.6%	164.1%		42.3%	6.6%
過不足分（C－B）		0	214		12	1

４　地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期

（１）時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

現状

単位：人[延べ人数/年]

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	7,468	6,103	4,711	4,401	6,351
実施箇所数（箇所）	3	3	3	3	3

今後の方向性

＜平成27年度～平成31年度＞

○保護者の利用希望に沿った時間での延長保育事業を、身近な地域で提供を受けられるよう必要な職員の確保を図り、適正な実施体制の確保に努めます。

単位：人[実人数/月]

		実績	推計				
		平成26年10月	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用量の見込み			25	25	25	25	25
確保の内容	実人数	46	50	50	50	50	50
	施設数（箇所）	3	3	3	3	3	3

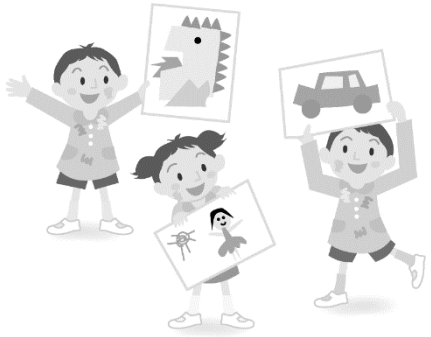

（２）放課後児童健全育成事業

保護者が就業等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

現状

単位：人[実人数]

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	小１～３	4	5	12	10

今後の方向性

＜平成27年度～平成31年度＞

〇地域の特性・ニーズ量を考慮して実施場所は、数年は現状維持するが、今後、学校の余裕教室等を活用して、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図ります。

〇対象児童を低学年から高学年までに拡大します。

単位：人[実人数]

		実績	推計				
		平成26年10月	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用量の見込み	小１～３		20	20	20	20	30
	小４～６		15	15	10	10	10
確保の内容	登録児童数	9	20	30	30	30	40
	施設数（箇所）	1	1	2	2	2	2

（３）子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、施設で必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

現状

単位：人日[延べ利用/年]

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	0	0	0	0	0
実施箇所数（箇所）	0	0	0	0	0

今後の方向性

＜平成27年度～平成31年度＞

○子育て家庭において、一時的に養育困難になった児童を施設で必要な養育を行う事業であり、子どもの成長を見守り、子育て支援できるように充実を図ります。

単位：人日[延べ利用/年]

		実績	推計				
		平成26年10月	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用量の見込み			0	0	0	0	0
確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0
	施設数（箇所）	0	0	0	0	0	0

（４）地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状

単位：人回[延べ利用/年]

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数	4,083	3,548	2,400	2,115
利用者数/月平均	340	296	200	176

今後の方向性

＜平成27年度～平成31年度＞

○地域の子育て支援を総合的に推進していく子育て支援事業として継続実施し、ニーズに応じた事業展開を図ります。

単位：人回[延べ利用/月]

		実績	推計				
		平成26年10月	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用量の見込み			789	797	784	770	757
確保の内容（箇所）	地域子育て支援拠点事業	1	1	1	1	2	2
	その他		0	0	0	0	0

（５）一時預かり事業：幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

現状

単位：人日[延べ利用/年]

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	0	0	0	0	0
実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1

※実施箇所数は、美浜町（知多大和幼稚園）を記載

今後の方向性

＜平成27年度～平成31年度＞

○町内には、幼稚園がなく確保ができませんが、美浜町（知多大和幼稚園）への幼稚園希望の子どもが利用できるように継続実施します。

単位：人日[延べ利用/年]

		実績	推計				
		平成26年10月	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用量の見込み	１号認定		0	0	0	0	0
	２号認定		0	0	0	0	0
確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0
	施設数（箇所）	1	1	1	1	1	1

※実施箇所数は、美浜町（知多大和幼稚園）を記載

（６）一時預かり事業：保育所、その他の場所での一時預かり

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

現状

単位：人日[延べ利用/年]

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	55	40	67	44	82
実施箇所数（箇所）	1	1	1	1	1

今後の方向性

＜平成27年度～平成31年度＞

○地域の特性・ニーズ量を考慮して適正な職員配置に努め、継続実施します。

単位：人日[延べ利用/年]

			実績	推計				
			平成26年10月	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用量の見込み				2,105	2,031	1,980	1,904	1,898
確保の内容	一時預かり	延べ人数	3	90	90	90	90	90
		施設数（箇所）	1	2	2	2	2	2
	ファミサポ	延べ人数	0	0	0	0	0	0
	トワイライトステイ	延べ人数	0	0	0	0	0	0
		施設数（箇所）	0	0	0	0	0	0

（７）病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

現状

単位：人日[延べ利用/年]

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	0	0	0	0	0
実施箇所数(箇所)	0	0	0	0	0

今後の方向性

＜平成27年度～平成31年度＞

○施設、専用スペース及び保育士、看護師の確保と医師、栄養士等との連携が必要であるので、需要の動向も見ながら現に実施している町外の施設（医療機関など）と調整を図るなど円滑な事業実施を目指します。

単位：人日[延べ利用/年]

			実績	推計				
			平成26年10月	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用量の見込み				329	317	309	298	297
確保の内容	病児・病後児対応型	延べ人数	0	0	0	0	0	0
		施設数（箇所）	0	0	0	0	0	0
	ファミサポ	延べ人数	0	0	0	0	0	0

（８）ファミリー・サポート・センター（就学児童のみ）

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校６年生までの子どもを持つ保護者とした事業です。

現状

単位：人日[延べ利用/年]

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	0	0	0	0	0
実施箇所数(箇所)	0	0	0	0	0

今後の方向性

＜平成27年度～平成31年度＞

○ニーズ量を考慮して、需要の動向も見ながら事業委託等を検討していきます。

単位：人日[延べ利用/年]

	実績	推計				
	平成26年10月	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用量の見込み		240	240	240	240	240
確保の内容(箇所)	0	1	1	1	1	1

（９）利用者支援事業

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状

単位：件／年

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談件数	291	263	88	172

今後の方向性

＜平成27年度～平成31年度＞

○行政等の窓口等で子育て家庭のニーズを把握して、地域子育て支援事業等を円滑に利用できるように支援を行います。

単位：箇所

	実績	推計				
	平成26年10月	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用量の見込み		1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1	1

（10）妊産婦健康診査

母子保健法第 13 条に基づき、妊産婦及び胎児の健康増進、妊産婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

現状

単位：件/年

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受診票交付数	1,694	1,610	1,540	1,484
受診票利用数	1,364	1,422	1,249	1,176
受診利用率（%）	80.5	88.3	81.1	79.2

今後の方向性

＜平成27年度～平成31年度＞

〇妊婦健診14回、産婦健診１回の補助券を母子健康手帳と同時に発行します。今後も妊娠時期に応じた健診の受診についての保健指導を継続していきます。

単位：人/年

	実績	推計				
	平成26年10月	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用量の見込み		100	100	100	100	100
確保の内容	100	100	100	100	100	100

（11）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

現状

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問件数（件）	110	119	106	94
出生数（人）	126	120	109	92
訪問率（%）	87.3	99.2	97.2	102.2

今後の方向性

＜平成27年度～平成31年度＞

○「赤ちゃん訪問事業」として、生後およそ２か月目に保健師が訪問します。

○里帰りなどで遠隔地に滞在している場合は、滞在先の市町村に訪問を依頼する等の方法で、できるだけ母子の状況を把握するように努めます。

○産科医療機関から、母子連絡表で支援の依頼がある家庭については、早期に訪問し、要望に応じて柔軟に対応を検討していきます。

単位：人[実人数]

	実績	推計				
	平成26年10月	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用量の見込み		90	90	90	90	90
確保の内容	105	90	90	90	90	90

(12) 養育支援訪問事業等

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

現状

単位：人[実人数]

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
育児支援ヘルパー派遣	0	0	0	0
児童虐待予防的支援	5	25	13	26

今後の方向性

＜平成27年度～平成31年度＞

○妊娠届出時から早期に発見をし、支援ができるように努めます。

単位：人[実人数]

	実績	推計				
	平成26年10月	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用量の見込み		20	20	20	20	20
確保の内容	28	20	20	20	20	20

（13）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

対象者数や実際に負担する実費徴収の額等を調査し、事業の効果等を勘案した上で、事業実施について検討していきます。

（14）多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

新規参入施設等があった場合に、支援チームを設け、新規施設等に対する実地支援、相談、助言などを行います。新規参入が見込まれた場合に、参入者の施設等から事業実施の必要性を総合的に検討します。

５　幼児期の教育・保育の一体的提供及び体制の確保

（１）教育・保育の一体的な提供の推進

幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進は、子ども・子育て関連３法に基づく、新制度において、国が定める施策の一つです。新制度では、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることができる教育・保育を一体的に提供する施設として、認定こども園の普及に取り組んでいくこととしています。

本町では、現在、公立５保育所、私立１保育園がありますが、現在のところ、認定こども園への移行を希望する施設はありません。

しかし、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであることから、引き続き保育所が提供している幼児教育・保育の質の維持・向上を行うとともに、認定こども園への移行の検討や町内保育所への認定こども園に関する情報提供等を行い、全ての子どもの健やかな育ちを保障するため、教育・保育の一体的な提供を推進します。

また、保育士に対する研修の充実等により資質の向上を図るため、保育士会や県等の主催する合同研修会等の情報周知や参加者による勉強会の開催等を推進します。

（２）保育所と小学校、中学校との連携の推進

子どもの発達、成長の段階に応じて、様々な支援が必要になり、その支援は、妊娠・出産期から切れ目なく続くものです。質の高い支援を行うためには、教育・保育施設等の子ども・子育て支援を行う者同士相互の連携が必要であるとともに、幼稚園及び保育所等と小学校との連携、また、小学校と中学校との連携についても重要です。

今後も、連携・協働による教育を推進し、連続性・発展性のある教育の実践に視点を置き、保育所等、小学校、中学校の連携を図っていきます。

６　産後の休業・育児休業後の施設等の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、計画的に教育・保育等の提供を行います。

産後休業や育児休業から保育へと切れ目のないサービスを実施するためにも、保育所や幼稚園等の既存の社会資源を活用するなど環境の整備に努めていきます。

第５章

その他関連施策の展開

第５章　その他関連施策の展開

１　子育て支援サービスの充実

（１）施策の方向性

○保育サービスの提供にあたっては、産後の休業及び育児休業後における円滑な利用を確保できるよう努めます。特に０歳児については、希望する保護者が育児休業満了時等から円滑に利用できる環境を整えます。また、保育の質の向上、保育士の専門性の向上などに取り組みます。

○子育てをしているすべての家庭が子育てによる喜びを実感できるように、地域の様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、親子の交流促進、子育てのための学習機会の充実、子育て家庭を支える相談や情報提供の充実に取り組みます。

○すべての子どもが、放課後や週末等における学習や様々な体験活動、交流活動等を行うことができるよう安全・安心な居場所づくりを推進し、子どもの健全育成に取り組みます。

○子育て家庭の経済的負担を軽減するため、町独自に医療費助成の対象年齢の拡大に取り組みます。この他、児童手当等の確実な支給に努めます。

事業名		事業内容	方向性（目標）
1	保育所における通常保育事業	保護者等の就労等により、保育を必要とする乳幼児を対象に保育所において保育を実施しています。	継続
2	保育所における延長保育事業	様々な就労形態に対応するための保育を実施しています。	継続
3	保育所における障がい児保育事業	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児等の受入れを推進するとともに、適切な保育が行われるよう、保育に携わる保育士等の専門性の向上等を図ります。	継続
4	一時預かり事業	児童の保護者の就労、疾病等やリフレッシュが必要なときに利用できるよう、師崎保育所において一時預かり事業を実施していきます。 今後は、開所園の改善を図ります。	拡大
5	保育所における地域の子育て支援事業	保育所の有する専門機能を活用し、ご家庭で子育てをされている保護者とそのお子さんを対象とした園庭解放による遊び場の確保、子育て相談、その他世代間交流、地域の子どもと保育所園児の交流の促進を図っています。	拡大
6	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	現在、未実施の事業です。 一時預かり事業の実施に伴う利用意向の動向や広域的な取り組みを含めた実施可能性などを見極めたうえで、実施について必要に応じて準備を進めます。	検討

事業名		事業内容	方向性（目標）
7	放課後児童健全育成事業	「うみっこ児童クラブ」にて保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に安全・安心な居場所を提供しています。	拡大
8	地域子育て支援拠点事業	現在、地域子育て支援拠点事業として、豊丘むくろじ会館へ移転した「おひさま」において、子育て相談や子育て活動・親子交流の場の提供などを実施しています。 より多様化する地域の子育て支援に対応するため、体制の強化を図り、地域での支援、また、利用者数や利用形態などを検討し、必要に応じて施設を整備します。	拡大
9	医療費助成	子ども医療費・ひとり親家庭等・障がい者医療費の助成を行っています。	継続

２　母と子の健康の保持・増進

（１）施策の方向性

○母と子の健康が保持・増進されるよう、乳幼児健診、健康診査、訪問指導、保健指導、育児相談等の切れ目のない支援に取り組みます。

○地域子ども・子育て支援事業である乳児家庭全戸訪問事業は、母子保健法に基づく新生児訪問と一体的に実施するものとし、全家庭を保健師が訪問し、必要な支援を行います。

○乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報の提供などの食育の推進に取り組みます。

○薬物の濫用、喫煙や飲酒による心身への影響をはじめとして複雑化する子どもを取り巻く環境に対応するため、思春期の子どもたちへの保健対策として、相談体制の確保や健康教育、性や性感染症に関する正しい知識の普及に努めます。

事業名		事業内容	方向性（目標）
1	母子健康手帳の交付と妊婦健康相談	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する母子健康手帳を交付するとともに、妊婦の健康相談も行っています。 また、利用できる保健サービス等について説明し、妊婦の不安や要望に耳を傾け、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握する機会としても活用しています。	継続
2	妊婦・産婦・乳児健康診査	妊婦・産婦・乳児を対象に医療機関における個別健康診査を実施しています。	継続
3	３か月児乳児健康診査	３～４か月児を対象に個別健康診査を実施しています。	継続
4	１歳６か月児健康診査	１歳６か月を対象に健康診査を実施しています。	継続
5	３歳児健康診査	３歳児を対象に健康診査を実施しています。	継続
6	こんにちは あかちゃん訪問	新生児（乳児）の家庭を保健師が訪問し、母子の健康管理と子育ての相談、子育て支援事業の紹介等を行っています。	継続
7	マタニティー セミナー	妊娠中の食事、運動、生活や出産後の育児について指導を行っています。	継続
8	１歳６か月児健康診査事後指導教室	育児や保健指導が必要と思われる幼児とその保護者を対象に自由遊びや課題遊び・育児相談・指導などを行っています。 【２歳児・・・ひよこの会　　３歳児・・・うさぎの会】	継続
9	フッ素塗布	２歳、２歳６か月児を対象に歯科検診、フッ素塗布、歯磨きを実施しています。	継続

事業名		事業内容	方向性（目標）
10	あかちゃん りんご教室	10～12か月までの乳児と保護者を対象に行っています。	継続
11	こどもすくすく相談 こども栄養相談	保健師等が子育てに関する育児相談、栄養相談を行っています。	継続
12	子育て講演会	子育てに関する講演会を実施しています。 参加者数の増加に努めます。	継続
13	フッ化物洗口	公立の保育所において保育園児（５歳児）を対象にフッ化物洗口を行っています。	継続
14	不妊治療費助成	不妊治療を受けた方に対し治療費の一部を助成しています。	継続
15	思春期教育 （性感染症の予防）	小・中学生を対象に性に関する指導等の教育を実施しています。	継続
16	思春期教育 （薬物乱用防止）	小・中学生に対して禁煙防止、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及・啓蒙を行っています	継続

３　労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

（１）ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

仕事と家庭を両立することができ、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会の実現として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のために、職場の働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備等の働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。

（２）働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

４　要保護児童等へのきめ細やかな対応

（１）児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止には、養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するなど、虐待の早期発見、早期対応が重要です。また、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、早期に介入・支援を求めることが重要であり、このための関係機関との連携強化が不可欠となります。

① 発生予防、早期発見、早期対応等

児童虐待（障がい児を含む）の防止に向けて、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進するとともに、相談体制の整備、早期発見と保護など、要保護児童対策地域協議会等において関係機関との連携強化に努めます。

② 社会的養護施策との連携

児童虐待や養育困難など何らかの事情により家庭で生活できない子どものための社会的養護施策として、県と連携して里親制度等の普及を図ります。

（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の自立支援については、保育などの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針やこれに即して県が策定する自立促進計画の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策や経済的支援策などの総合的な自立支援を推進します。

（３）障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見及び治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等の実施を推進することが必要です。

このため、妊婦及び乳幼児健康診査、健康相談、訪問指導等の充実を図り、身体面の発育不良、視聴覚障害、発達障害、精神・運動発達遅滞などの早期発見に努め、巡回相談などを通じて保護者の育児不安の解消に努めていきます。

また、障がい者福祉計画等における各施策の円滑な連携により総合的な取り組みを推進し、障がいのために支援を必要とする子どもの療育環境の充実を図ります。

第６章

計画の推進体制

第６章　計画の推進体制

１　計画の推進

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

本町に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点をふまえて施策や事業を推進します。こうした「協働」の輪を広げるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

地域での取り組み（役割）と町全域での取り組み（役割）が互いに補完し合いながら、それぞれの強みを生かしながら地域の様々な活動主体との協働により進められるよう、子ども・子育て支援施策にかかる取り組みを効果的に推進します。

２　計画の進行管理

計画推進にあたっては、社会福祉協議会などの関連団体やＮＰＯ、民間企業との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取り組みを支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

３　計画の点検・評価

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいく、ＰＤＣＡサイクルを確立していくことが重要です。

毎年度の取り組みの進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。

資料編

資料編

１　子ども・子育て会議

（１）南知多町子ども・子育て会議設置要綱

（設 置）

第１条　子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、南知多町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　会議は、次に掲げる事項について審議及び調査、評価する。

（１）事業計画策定のためのニーズ調査に関する事項

（２）事業計画の策定に関する事項（次世代育成支援地域行動計画の評価を含む）

（３）事業計画の進捗状況の確認及び評価に関する事項

（４）前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

（組 織）

第３条　会議は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

（１）子どもの保護者

（２）福祉・教育等関係者

（３）子育て支援関係者

（４）その他町長が必要と認める者

２　委員の定数は１０名以内とする。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、１年とし、再任を妨げないものとする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　会議に会長及び副会長を置く。

２　会長は、委員の互選により選出する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会 議）

第６条　会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶 務）

第７条　会議の庶務は、厚生部福祉課において処理する。

（雑 則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

（２）委員名簿

（敬称略・順不同）

No.	役職名	氏　名	所　　属
1	委　員	松本　　保	町議会文教厚生委員長
2	〃	日比　啓正	小学校長代表（内海小学校長）
3	〃	井上　邦夫	教育委員会（指導主事）
4	〃	田中　尚巳	主任児童委員代表
5	〃	間瀬　奈美	小学校保護者会母親代表会長（大井小学校）
6	〃	山下　久美	保育所保護者会会長（師崎保育所）
7	〃	相川　美里	児童クラブ保護者会会長
8	〃	鈴木　美乃	子育て支援団体等の代表（子育てネットワーカー）
9	〃	水野　すま子	指導保育士
10	〃	鈴木　りえみ	子育て支援センター所長

（事務局）

No.	役職名	氏　名	所　　属
1	事務局	早川　哲司	厚生部長
2	〃	河合　高	福祉課長
3	〃	大久保　美保	児童係長
4	〃	奥村　卓矢	福祉課児童係

（３）会議の開催日と審議内容

	日　付	審　議　内　容
第１回	平成 26 年 7月3日（木）	議題 １　「子ども・子育て支援新制度」について ２　南知多町子ども・子育て支援事業計画設計（案）について ３　「南知多町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」ついて ４　その他
第２回	平成 26 年 12月11日(木)	議題 １　「子ども・子育て支援新制度」における各種基準条例の制定について ２　「次世代育成支援対策推進法」の延長について ３　南知多町子ども・子育て支援事業計画（案）について ４　南知多町子ども・子育て支援事業計画素案（案）に関するパブリックコメントについて ５　今後のスケジュールについて ６　その他
第３回	平成 27 年 2月 10 日（火）	議題 １　南知多町子ども・子育て支援事業計画素案（案）に関するパブリックコメントの結果について ２　南知多町子ども・子育て支援事業計画（案）について ３　その他

南知多町子ども・子育て支援事業計画

発行日　平成27年３月
発行者　南知多町　厚生部　福祉課
住　所　〒470-3495　愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18
ＴＥＬ　（0569）65－0711（代表）